

平成18年 9 月定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成18年 9 月21日～22日

場 所 第4委員会室

平成18年9月21日（木曜日）

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・平成17年台風14号被害の復旧状況と平成18年度の被害状況等について
  - ・素材・製材品の生産状況と価格動向について
  - ・緑の雇用について
  - ・スギ小型挿し穂による苗木生産技術の実用化について
  - ・「宮崎県食育推進計画」の策定について
  - ・米政策改革推進対策の概要について
  - ・畜産関係団体の統合について
  - ・水産基本計画の見直し状況について

出席委員（9人）

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 委員  | 長 | 丸山裕次郎 |
| 副委員 | 長 | 外山衛   |
| 委員  |   | 永友一美  |
| 委員  |   | 星原透   |
| 委員  |   | 水間篤典  |
| 委員  |   | 前本和男  |
| 委員  |   | 押川修一郎 |
| 委員  |   | 高橋透   |
| 委員  |   | 河野哲也  |

説明のため出席した者

環境森林部

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 環境森林部長            | 税所篤三郎 |
| 環境森林部次長<br>（総括）   | 本部殷國  |
| 環境森林部次長<br>（技術担当） | 原田美弘  |
| 部参事兼<br>環境森林課長    | 太田英夫  |
| 環境管理課長            | 岡田英治  |
| 環境対策推進課長          | 飯田博美  |
| 自然環境課長            | 坂本成海  |
| 森林整備課長            | 金丸隆一  |
| 山村・木材振興課長         | 中村毅   |
| 計画指導監             | 大木正文  |
| 技術検査監             | 星野次郎  |
| 林業公社対策監           | 池田隆範  |
| 木材流通対策監           | 楠原謙一  |
| 国土保全対策監           | 江口勝一郎 |
| 林業技術センター<br>所長    | 黒木由典  |

農政水産部

|                   |      |
|-------------------|------|
| 農政水産部長            | 長友育生 |
| 農政水産部次長<br>（総括）   | 永野明德 |
| 農政水産部次長<br>（農政担当） | 黒岩一夫 |
| 農政水産部次長<br>（水産担当） | 森末保治 |
| 部参事兼<br>農政企画課長    | 宮脇和寛 |
| 地域農業推進課長          | 玉置賢  |
| 営農支援課長            | 松尾通昭 |
| 農産園芸課長            | 村田壽夫 |
| 畜産課長              | 井好利郎 |

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 部 参 事 兼<br>農 村 計 画 課 長     | 石 川 善 成   |
| 農 村 整 備 課 長                | 後 藤 田 悦 男 |
| 水 産 政 策 課 長                | 藤 田 仁 司   |
| 部 参 事 兼<br>漁 港 漁 場 整 備 課 長 | 田 代 一 洋   |
| 農 水 産 物<br>ブ ラ ン ド 対 策 監   | 小 八 重 雅 裕 |
| 団 体 調 整 監                  | 假 屋 義 成   |
| 担 い 手 対 策 監                | 米 良 弥     |
| 農 業 改 良 対 策 監              | 荒 武 正 則   |
| 消 費 安 全 企 画 監              | 吉 田 周 司   |
| 家 畜 防 疫 対 策 監              | 浜 口 定 男   |
| 技 術 検 査 監                  | 松 井 郁 治   |
| 国 営 事 業 対 策 監              | 佐 藤 公 一   |
| 漁 業 調 整 監                  | 那 須 司     |
| 漁 港 整 備 対 策 監              | 野 田 和 彦   |
| 総 合 農 業 試 験 場 長            | 齋 藤 尚     |
| 県 立 農 業 大 学 校 長            | 近 間 儀 博   |
| 畜 産 試 験 場 長                | 児 玉 盛 信   |
| 水 産 試 験 場 長                | 佐 藤 信 武   |

事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 事 課 主 査     | 湯 地 正 仁 |
| 政 策 調 査 課 主 事 | 小 城 勇 生 |

○丸山委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託を受けました議案等についての説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○税所環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、今回の台風13号の災害によりまして不幸にも亡くなられました方々、またその御遺族に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げます。またあわせまして、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私ども環境森林部所管の災害につきましては、現在調査を進めているところでございますが、現時点では林道施設におきまして3カ所ほど被害を確認しておりますが、幸いにも大きな災害は出ていないような状況にあります。今後も引き続き現地調査等を進めながら、被害箇所につきましては早急な対応を図ってまいりたいと考えております。

それでは、後は座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の目次をごらんください。本日は、議案が1件、その他の報告事項が4件でございます。

それでは、1ページをお開き願います。まず、議案でございます。議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

この表の中ほど、一般会計補正額の小計の欄

にありますように、今回、1億1,734万円の増額補正をお願いしております。内容は、公共事業であります林道事業におきまして補助金の一部が交付金に変更されまして、国からの交付決定を受けたことに伴う増額補正等であります。この結果、環境森林部一般会計予算の補正後の総額は、表の中ほど、一般会計小計欄の3列目でございますが、276億63万5,000円となります。

2ページをお開き願います。その他の報告事項でございます。まず一つが、「平成17年台風14号災害の復旧状況と平成18年の災害状況について」であります。

(1) 平成17年台風14号災害の復旧状況についてであります。林地の崩壊など山地災害につきましては、1) 山地災害の表の計欄にありますように、災害関連緊急治山事業等で、85カ所、約63億3,000万円を復旧することといたしておりまして、8月末までに77カ所の発注を行ったところでございます。発注率としましては、箇所数で90.6%、事業費ベースで79.3%となっており、残りも10月末までにはすべて発注を完了する予定で作業を進めております。

次に、2) 林道災害でございます。この林道災害は、市町村が林道施設災害復旧事業により復旧するものでありますが、表の計欄にありますように、534カ所、約62億7,000万円を復旧することといたしておりまして、8月末までに508カ所の発注が行われたところであります。発注率としましては、箇所数で95.1%、事業費で89.9%となっております。14号災害の復旧につきましては、引き続き市町村との連携を図りながらその復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、3ページをお開き願います。(2)の平成18年の災害状況であります。1) 災害状況

の表にありますように、7月の2回にわたる大雨と台風10号による災害が発生しております。山地災害、治山施設災害、林道施設災害を合わせまして、表の右端、計の欄の一番下でございます。箇所数で228カ所、額にしまして35億円の被害が発生しております。これらの復旧の対応状況につきましては、2) 復旧の対応にありますように、現在、国との協議や災害査定準備を行っております。協議や査定の手続が整い次第、早期の発注を進めていきたいと考えております。

なお、4ページには、山地災害、治山施設災害、林道施設災害のそれぞれ代表的な写真を添付いたしております。

次に、5ページでございます。報告事項2目でございますが、「素材・製材品の生産状況と価格動向について」であります。

(1)の素材(丸太)についてであります。平成17年次の素材生産量は125万5,000立方メートルとなっております。特にスギは全国の14%を占める110万5,000立方メートル余りを生産いたしております。また、その価格につきましては、ことしに入りまして、平成16年、17年の台風による風倒木の出材も一段落したことなどもありまして、価格的には回復の傾向が見られます。

6ページ、(2)の製材品についてであります。製材品出荷量の約6割を県外に出荷いたしておりまして、また乾燥材の生産量が着実に増加してきております。最近では、石油高騰や違法伐採取り締まりの強化などから外材の価格上昇等もありまして、国産材を見直す動きも出てきているようにありますので、引き続き県産材の需要拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7ページをお開き願います。3つ目の報告事項、「緑の雇用担い手育成対策事業について」であります。

この事業は、森林整備の担い手の育成確保と雇用対策などを目的にしまして、国が平成15年度に創設した事業であります。本県では平成15～17年度までに延べ29の林業事業者がこの事業に取り組んできたところであります。その結果、3年間で367人が新規に就業しているところであります。

次に、8ページでございます。4つ目の報告事項、「スギ小型挿し穂による苗木生産技術の実用化について」でございます。

林業技術センターにおきましては、民間団体、苗木生産者と共同で小型の挿し穂を用いたスギ苗木の生産技術の開発に取り組んできておりましたが、このほど実用化に成功いたしましたので、その研究成果の概要について御報告いたします。この技術によりますと、従来の半分ほどの大きさの穂木を利用できますことから、優良スギ苗木の安定的な生産につながると期待されております。また、この研究に関しましては、このたび宮崎日日新聞賞の「産業賞」の受賞が決定したところでございます。

私からの説明は以上であります。その他の報告事項のうち、1の「平成17年台風14号災害の復旧状況と平成18年の災害状況について」以外につきましては、それぞれ担当課長の方から詳細に御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。以上であります。

**○太田環境森林課長** それでは、環境森林課の平成18年度9月補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成18年度9月補正歳出予算説明資料の赤のインデックス「環境森林部」と書いて

ございますが、その次の青いインデックス「環境森林課」のところ。ページで申し上げますと25ページをお開きいただきたいと思っております。環境森林課で今回お願いしております補正は、一番左の補正額の欄にございますように、一般会計で121万2,000円の増額でございます。

次に、27ページをごらんください。上から5段目の（事項）林業技術センター管理運営費でございます。今回補正の対象となる事業は、1試験研究費の森林吸収源計測活用体制整備強化事業で、独立行政法人森林総合研究所からの10分の10の受託事業でございます。この事業は平成15年度から取り組んでおまして、森林の二酸化炭素吸収量の算定のための基礎データを収集するものでございます。今回の補正は、より正確な吸収量を算定するため、土壌や落ち葉、枯死木などの調査を、これまでの調査に追加して実施するものでございます。

以上が環境森林課の補正予算でございます。

**○坂本自然環境課長** 自然環境課の補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の「自然環境課」の青いインデックスのところでございます。ページで申し上げますと29ページでございます。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額の欄に掲げてございますように、50万円の増額をお願いいたしておるところでございます。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3番目の欄にございますように、59億8,614万4,000円となったところでございます。

それでは、補正内容について御説明をいたします。

31ページをお開きいただきたいと思っております。今回の補正は、表の中ほどの（事項）みやざき悠久の森づくり推進事業費での50万円の増額で

ございます。この結果、補正後の額は、表の右から3番目の欄に掲げてございますように、1,665万円となったところでございます。これは、下段の説明の欄にありますとおり、県民参加の森づくり支援の中のボランティア実践活動支援事業の実施に伴う補正でございます。県では年2回ボランティア実践活動を開催しておりまして、1回目を10月29日に西都市の「向陵の丘」で予定しておりますけれども、2回目を来春、新富町の海岸松林や川南町の県有林「遊学の森」で計画をいたしているところでございます。今回の補正では、森林づくり等に役立ててほしいという企業からの寄附がございましたので、この寄附金を活用させていただきまして、第2回目の川南町の「遊学の森」における自然体験学習の一環として、県民の皆さんや地元の小学生等の御参加をいただきまして、イチイガシなど広葉樹約1,000本の植栽を行うこととしているところでございます。

自然環境課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○金丸森林整備課長** 森林整備課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの「森林整備課」、ページで申しますと33ページをお願いいたします。森林整備課の9月補正は、上段左側の補正額の欄にございますように、一般会計で1億1,562万8,000円の増額補正をお願いしております。したがって、9月補正後の予算額は、右から3番目の上段の欄にございますように、132億2,025万1,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。

説明資料の35ページをお開きください。今回

補正をお願いしておりますのは、(目)林道費についてであります。中ほどの(事項)森林保全林道整備事業費におきまして5億856万1,000円の減額、同じページ下段の(事項)道整備交付金事業におきまして6億340万5,000円の増額、また、36ページの中ほどですが、(事項)里山エリア再生交付金林道整備事業費におきまして2,078万4,000円の増額補正をお願いしております。いずれも補助公共事業の国庫補助決定に伴う補正であります。具体的には、既存の森林保全林道整備事業費の一部が、道整備交付金事業、里山エリア再生交付金事業へ移行されたものでございます。

森林整備課からは以上でございます。

**○中村山村・木材振興課長** その他の報告事項につきまして、山村・木材振興課関係を御説明させていただきます。

お手数ですが、委員会資料の方に戻っていただきまして、5ページをお開きいただきたいと思います。「素材・製材品の生産状況と価格動向について」でございます。

まず、(1)の素材(丸太)についてでございます。表-1に過去5カ年間のデータを取りまとめておりますが、本県の素材生産量は、表の1段目にありますように増加傾向にありまして、昨年は125万5,000立方メートルとなっております。このうちスギにつきましては、表の2段目にありますように、110万5,000立方メートルと高い水準を維持しておりまして、平成3年から15年連続で全国第1位となっております。表の3段目の原木市場の取扱量であります。県内には17カ所の市場がありまして、昨年は県内素材生産量の76%に当たる96万立方メートルが流通しております。表の下段の素材価格であります。昨年は9,000円と過去最低を記録し

ております。

次に、最近の素材取扱量と平均価格の推移を下のグラフで御説明をさせていただきます。平成15年4月からことし8月までの県森連市場での月別の推移をグラフ化したもので、棒グラフが素材取扱量、折れ線グラフがその価格をあらわしております。素材取扱量は季節や天候によって変動しますが、中ほどの平成16年9月を境としまして全般的に一段水準が上がっております。これは、一昨年の台風により風倒木が大量に発生し、その処理を契機に素材の出材が増加したためでございます。製材品の出荷量は横ばいで推移しておりますので、素材が供給過剰となり、その価格は昨年7月には7,300円まで落ち込みました。ことしに入り出材が落ちつきを取り戻すとともに需給が逼迫してきましたことから、素材価格は9,500円から1万円前後の水準まで回復し、8月の平均価格は1万300円となっております。

次に、6ページの(2)製材品の動向でございますが、表-2の上段にありますように、昨年の出荷量は70万3,000立方メートルと横ばいで推移し、中段の括弧書きにありますように、その61%が県外に出荷されております。中でも人工乾燥材の生産量は、全国に先駆けて乾燥施設の整備に積極的に取り組んできたことにより着実に増加してきておまして、表の下段にありますように、昨年は製材品の約4分の1に当たります16万9,000立方メートルが生産されるまでとなっております。特にスギの人工乾燥材の生産量では全国一となっております。

次に、最近の製材品価格の推移を下のグラフで説明させていただきます。未乾燥のスギ柱材の県内での取引価格を白い四角で、人工乾燥したスギ柱材の首都圏での取引価格を黒い四角

で、スギと競合します、外材であります米ツガの人工乾燥した柱材の取引価格を白いひし形であらわしております。スギ未乾燥柱材の価格は、需要動向に左右されて変動するとともに大きく下落しております。一方、スギ乾燥柱材は、やや値を下げているものの安定した価格で取引されております。また、ことしに入りまして米ツガ乾燥柱材の価格が徐々に上昇し、スギよりも高くなってきております。外材につきましては、原油価格の高騰やユーロ高、違法伐採対策の広がり、さらには世界市場の拡大などを要因としまして価格が上昇を続けるとともに、安定的な確保にも不安が生じてきているところでございます。このため国産材を見直す動きが生じてきており、関係業界と連携をとりつつ、この好機を県産材の需要拡大につなげていきたいと考えております。

次に、委員会資料の7ページをお開きください。「緑の雇用担い手育成対策事業について」であります。

この事業は、森林整備の担い手を確保育成するとともに、緊急雇用対策として森林作業に従事した経験者を本格的な雇用へと誘導することを目的に、平成15年度に創設された国の事業であり、17年度までの3カ年で実施いたしました。

(1)の事業の概要でございますが、①にありますように、全国森林組合連合会が事業実施主体となりまして、②にありますように、厚生労働省の緊急雇用対策で森林作業に従事した経験者を対象に、森林組合などの林業事業体に委託して研修を実施したものでございます。研修内容につきましては、④にありますように、主に座学により林業全般の知識を学ぶ集合研修と、植栽や下刈りなどの作業に従事しながら実践的な技術を習得する育成研修でございます。

(2)の事業実績でございますが、①の年度別内訳の表の下段に記載しておりますように、3カ年で合わせて560人が研修を終了し、本年4月1日時点で、太枠で囲みました367人が林業に就業しており、就業率は65.5%となっております。367人の地域別内訳を②の表に示しておりますが、最も多い耳川地域で72人、最も少ない宮崎地域で14人となっております。

(3)の事業の成果をごらんください。本事業の成果といたしまして、367人の新たな就業者が確保されたことに加えまして、高齢化の著しい林業従事者の若返りが挙げられます。表にありますように、森林組合作業班員における60歳以上の割合が、事業実施前の37.9%から、実施後には24.2%に減少するなど、作業班員の世代交代につながっております。

なお、この事業は18年度から一部見直されまして、平成22年度まで5カ年間継続されることとなっております。本県では本年度、20事業体で59人が緑の雇用の研修を受講しております。今後とも、本事業の推進はもとより、林業事業体の経営基盤の強化や、若者にも魅力ある職場づくりなどの施策を通して林業担い手の確保育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○黒木林業技術センター所長** 林業技術センターでございます。

それでは、委員会資料の8ページをごらんいただきたいと存じます。「スギ小型挿し穂による苗木生産技術の実用化について」御説明をいたします。

このスギ小型挿し穂により苗木生産技術につきましては、(1)の研究の背景にありますように、挿し穂を採取する母樹が高齢化していることや、今後、再生林の増加に伴う大幅な

苗木需要が見込まれているといったようなことから、優良苗木の安定供給を目的に、宮崎県緑化樹苗農業協同組合及びその組合員であります苗木生産業者との共同で開発を進めてきたものでございます。

具体的な苗木の生産方法につきましては、次の9ページをごらんいただきたいと存じます。一番上の段の左側の小さい図にありますように、通常の苗木生産では40センチから50センチの挿し穂を春に植えつけ、1年後に出荷いたしますが、この小型挿し穂による苗木生産では20センチ程度の挿し穂を秋に挿しつけるのが大きな特徴でございます。1年半かけて出荷をいたします。小さい挿し穂の場合は、これまで発根率(根が出る割合)が課題でございましたけれども、適切な温度と水管理を行うことで発根率の向上が図られ、また、床替え時に根切りを行うことにより根がよく発達しまして、通常の苗木と変わらない優良な苗木を生産することが可能となりました。

この苗木生産のメリットにつきましては、8ページの(2)の長所の欄のところに書いてございますように、特徴としましては、穂木が小さく、1本の母樹から採穂できる本数が多いことから、小さな母樹からでも挿し穂がとれること、また、秋に挿しつけを行いますことから、春に集中する苗木の挿しつけ、あるいは出荷作業等の労働を分散することができ、作業の効率化が図られることなどでございます。既にこの小型挿し穂による苗木生産につきましては試験段階から実用化の段階に入っております。本年度は緑化樹苗農協の組合員を中心に約18万本の挿しつけが計画されておまして、徐々に他の生産者にも普及しているところでございます。

なお、このスギ小型挿し穂による苗木生産技術の実用化につきましては、先ほど部長の説明にもありましたように、産業面での功績があったといったようなことで、本年度、宮崎日日新聞賞の「産業賞」を受賞することになっております。

林業技術センターからの説明は以上でございます。

**○丸山委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案第1号について質疑をお願いしたいと思います。

**○星原委員** 森林整備課の道整備交付金事業は、国と県の事業費で開設事業ということになっていますが、山村地域交通ネットワーク及び適切な森林整備に必要な林道網、これはどれぐらいの延長、距離を整備する予定なんですか。

**○金丸森林整備課長** 申しわけありません。資料を捜しますので……。

**○丸山委員長** 後で資料提供ということをお願いしたいと思います。

**○星原委員** 延長は別でいいですが、この整備で5億5,000万円余の金が入るわけですが、このことによって道をつくるということで、山の材なんかを出すための道路になるわけですね。その効果をどういうふうに考えているんですか。

**○金丸森林整備課長** まず、道整備交付金事業の内容から御説明させていただきます。道整備交付金事業につきましては平成17年度に創設された事業であります。そのもととなりますのは、地域再生計画に基づいて実施する事業ということで、例えば農道と市町村道と林道、3者が一緒になって整備する場合がありますし、農道と市町村道という場合がありますし、林道と市町

村道という場合もあります。そんな計画の中で県と市町村で道路整備を行うということになっております。あわせて補助金が10分の6となっています。森林保全林道整備事業につきましては原則として10分の5ということで、県費の増を伴わないで事業費を増加させたということでもあります。

**○丸山委員長** ほかにございませんか。

ほかになれば、その他の報告事項について質疑をお願いしたいと思います。

**○星原委員** 山村・木材振興課なんですが、昨年の県産スギ材の平均価格が9,000円ということで、林家の人たちは1年間大変厳しい状況でした。現在は1万ちょっと超えているという話なんですが、そういう中で製材品の県外出荷は61%ですよ。そういう中で、人工乾燥材の値段はかなり違いますし、約4分の1が人工乾燥材ということで、付加価値をかなりつけてきていると思うんです。他県との違いがその辺に出てきているのであれば、今後、人工乾燥材の比率を30%、40%にふやしていくしかないのかなと思うんですが、そういう流れの中で乾燥機をかなり導入していると思うんですけど、計画としてはまだ乾燥機を導入して乾燥材をふやしていこうと思っているんですか、どういう考えなんですか。

**○中村山村・木材振興課長** 今現在で人工乾燥機は県内で218基整備しております。特に平成16年度までの4年間で114基整備してまいりました。それで、集中的な整備はこの4年間で終了したと考えておりますけれども、乾燥材のニーズはますます高まっておりますので、林業構造改善事業等の中で引き続き、要望がありますものにつきましては整備を続けていきたいと考えております。

○星原委員 ここに柱材で、未乾燥材は2万5,000円、乾燥材は5万円ということで、価格ですれば倍になるわけですね。結局、乾燥材にすれば高く売れることで、山の方の材も買い方が違ってくると思いますので、付加価値のつけかたしかないのか。これは柱材ですが、ほかの壁材とかいろんな内装材に活用するにしても、乾燥して出すことで、市場での材の価値が非常に高いと思うんです。そういうふうにして製品価値を上げると、林家あるいは製材業などに携わっている林業関係の各企業も収入がふえる。そういうことがなされて再造林していかないと、先ほどの挿し穂による苗木で再造林していくかどうかというのは疑問なわけです。十分今までも努力されてこういう結果が出ているわけですから、さらにその辺に力を入れていくしかないのかなと思っておりますので、ぜひそういう方向で考えてほしいと思います。

○原田環境森林部次長 星原先生の関係ですが、要するに林家、森林所有者に一番しわ寄せが行ってしまっていて、ここに所得をどう還元するかが一番であります。今話がありましたように、まずは製材品に付加価値をつける。それにはプレカット製品として出すという方法が一つあります。それから一般の製材品については乾燥材として出す。何らかの形で山に返す工夫をしなきゃいかんというのが一つございます。もう一つは、市場を通して出てくる段階で流通コストが結構かかっていますので、この流れを改善をして、そこで浮いた分をできるだけ林家に返す、これが新生産システムの基本であります。この両方で、一番しわ寄せが行っている林家に所得を返す、その対策に今から最大の努力をしていきたいと思っております。

○星原委員 山地災害が結構起きているんです

が、今よく混合林が言われています。要するに、山のかなり頂上までスギを再造林してきたところが結構壊れているような気がするんです。この前、秋田に行ってきましたが、広葉樹とスギとかを混ぜながら植えてある形を見せてもらいました。我が宮崎県はスギならスギだけの山につくり上げているわけです。そうしますと、木が大きくなって台風とかで揺れると、下に岩があるところなんかは保水力がなくて水の重さでずれる。そういうことを考えると、今後再造林していく中では、今言われている混合林をどういう形で植えていったら山が崩壊しないのかというあたりも研究してほしいし、また、そういう形で今後植えていかないと災害が起きるんじゃないかと思っております。特に野生鳥獣、猿とかイノシシ、シカが、山に食べ物がなくて里まで出てきているんですが、野生鳥獣が山で生活するためにも、広葉樹などの実のなる木を間に植えていく方法が、10年、20年後には役立ってくるのかなというふうに思うんですが、そういう発想、考え方で広葉樹を植える方法等何か計画されているものなんですか。

○金丸森林整備課長 造林についてでありますけれども、御案内のように今年度から環境税を導入しまして、その中で荒廃地については広葉樹を植えるという事業も設けていますし、人工林については、強度の間伐をして針広混交林にするという事業もございます。もう一つは、一般的な再造林をする場合ですけれども、例えば雨が降ったときに水がよく流れる溪流沿いには広葉樹を植えたり、植林をしないでそのまま広葉樹が侵入するような指導も進めていきたいと考えております。

○星原委員 考えているということなんで、そういう方向で行かれると思うんですが、先ほど

も言いましたように、猿とかイノシシとか鳥獣のそういう面も一方であるし、災害の面もあるんで、植えられる方向で行くということであれば、鳥獣の食料になるような実のなる木までひっくるめて考えていただくといいのかなと思いますので、そっちの方も検討してもらおうとありがたいと思います。

**○高橋委員** 2つお尋ねします。一つは18年の災害状況なんですが、箇所数で228カ所ここに出ています。これは新たな災害箇所なのかを確認したい。といいますのは、防災対策の特別委員会で美郷町や日之影町を見ましたが、今後新たな豪雨によって災害箇所が広がるんじゃないかという心配もしたんです。そういうところは今年度の豪雨によって被害が拡大していないのかどうかの確認をします。

**○坂本自然環境課長** 山地災害、また治山施設等の災害という面から見まして、既存の被害箇所で新たに災害を受けたところがないかというお話でございますけれども、基本的には、17年の14号台風等の災害につきましては、緊急的に必要なところは災害関連の緊急治山事業で復旧に取り組んでおるところでございます。ただ、被害箇所とその実施箇所というのは差がありますが、それ以外の箇所につきましては事業として手をつけられていない場所もございますので、そういう部分については、先生お話ございましたように、被害の拡大している部分もあったのかなというふうには考えております。

**○高橋委員** 美郷町なんかすごい規模の被害箇所だったと思うんです。被害の幅も延長もすごいものを見たものですから、早く手を打たないと被害が広がるがなという心配をしましたので、お尋ねしました。

**○坂本自然環境課長** 先ほども申し上げました

ように、非常に緊急性のある、又は重要性のある被災箇所、山地災害等につきましては、災害関連の緊急治山事業で緊急に取り組んでおりまして、現在ほとんど発注準備も終えているものもございますし、11月までには発注してまいりたいと考えております。

**○高橋委員** もう一点、スギの小型挿し穂でちょっとお尋ねするんですが、先ほどの説明で、生産経費が通常の挿し穂以下に抑えられるということの説明をいただいたわけですけど、私が聞いた範囲ではコストが結構かかるんじゃないかなという印象もあるんです。短所で、育苗期間が半年ほど長くなったり、床替えが必要とかあります。問題は価格なんですけど、従来の価格と比較してどうなるかお聞きします。

**○黒木林業技術センター所長** 生産コストということでございますけれども、通常スギの1年生苗の生産コストが50円程度かかります。小型挿し穂の場合は、ある程度発根率等がよければ50円以下に抑えられるという結果が出ております。といいますのは、高橋委員がおっしゃいましたように、1年半ということで、通常の苗に比べると半年長いわけですがけれども、小さい苗ですので挿しつける本数がかなりできるようなこともございますし、床替えという作業を行いまして苗木の活着等もよく優良な苗木ができますので、そういう面からすると十分やっていけるといったようなことで、実用化を今現在進めているところでございます。

**○高橋委員** つまり、量でカバーをするから、悪くても今までの挿し穂と同じぐらいの価格に抑えられると理解していいんですね。

**○黒木林業技術センター所長** はい、委員おっしゃったとおりでございます。

**○押川委員** 山村・木材振興課であります、

緑の雇用担い手育成対策事業について、この事業の概要の②の対象者は森林作業経験者ということでありましてけれども、どこらあたりまでを今回指しておられるのか教えてください。

○江口国土保全対策監 この対象者は、緊急地域雇用対策で平成12年から16年度まで林業作業を経験した人を、今回もう一度緑の雇用の方で養成していったということでございます。

○押川委員 その中で男女の割合と年齢はわかりますか。

○江口国土保全対策監 手元には、緑の雇用で養成した研修生の年齢別は10歳区切りのデータを今持っております。ただ、残念ながら男女別では手元に持っていないものですから、本日は無理だと思いますので、確認させていただいて資料として後日配付させていただきたいと思っております。

年齢別でいきますと、平成15年から17年までの実績で、平成18年9月時点、560名の研修生、そのうち50～59歳までが38%ということで、一番多い年代になっております。40～49歳が22%、60歳以上が同じく123名で22%ということで、40歳以上が割合としては非常に高くなっているということでございます。

○押川委員 そういう中で、(3)で60歳以上の比率がだんだん減ってきたということで、いいことですね。一番最初聞き取りにくかったんですが、団塊の世代の人たちを宮崎にいろんな形で呼び込もうとする中で、そういう人たちを対象にした事業というものはできないかなと思ったんですけど、緑の雇用に指定をされる要件があるんですか。

○江口国土保全対策監 要件といいますか、それぞれの事業者の方でこの制度で雇用したいということで上がってくると御理解いただければ

よろしいかと思えます。

○高橋委員 今の押川委員の質問に関連なんですけど、びっくりしました。今の年齢の率で20代、30代というのが出てこなかったですね。さっきの事業成果は60歳以上を基準にしたものですから、確かに60歳以上の割合は下がったけど、林業後継者には間違いはないんですが、非常に林業の将来は心配だなという感想を持ちました。

ちなみに、20代の方はいらっしゃるんですね。

○江口国土保全対策監 20歳以下が全部で67名、率で言いますと11.9%という数字になっております。

○高橋委員 安心しました。

○星原委員 関連なんですけど、研修を受けて560名中367名が就業したということですね。この事業を継続していかなくちゃいけないということで、18年から22年まで継続になるということなんですけど、山の植栽とか下刈り、除間伐をやっていくには、山にそれだけの魅力なり収入がなければ、その先がどうなっていくのかなという部分があるんですね。こういう事業があるときは何とか就業ができますけれども、その先がどうなるのか。今こういう事業で金が来ているときに、山に継続して就業できる状況にいかにしておくか。こういう事業が切れた途端、仕事がなくなってやめなくちゃいけないという形になったんでは元も子もないわけで、この事業を継続してもらったのであれば、この5年の中でその先の10年後に向けてどう活用していくかということは、非常に大事なことじゃないかと思うんですけど、その辺の取り組みについてはどう考えているんですか。

○中村山村・木材振興課長 山村・木材振興課

の方でも、山を適正に管理していくようなシステムをつくってあげればと考えておまして、今、森林組合系統の方でも、長期施業受託、森林所有者にかわって森林の管理から育林作業等を受託して長期的に山を育成していくという仕組みづくりに取り組もうとしておりますので、そこは支援していくようなことを考えていきたいと思っております。

○星原委員 昭和30年代から拡大造林ということでやってきて、今、伐期が来ても、材の値段が上がらないということで、そのまま60年、まだまだそれ以上に持っていこうとしているんでしょうけど。山についてはそういうことでやってきたけど、現状としては非常に厳しい状況にあります。環境森林部として、乾燥材の販売という部分と、山全体、あるいはその関連産業で生きている人たちがうまく回るようなシステムをつくっていく中で、山で働く人たちの雇用の部分とか、関連産業まで生きていくためとか、このような事業があるときに、そこまでひっくるめて、今後どのような体系をつくっていくのか。山だけというのじゃなくて、土地の流通も出ましたし、製品の分野とか、山に関連する仕事でなりわいをしている人たちみんなが回るような形に組み込みをしておかないと、一つのことだけをやってこれをやってますじゃなくて、全体に関連するわけですから、そういったものまで広めて考えておってもらわないと、5年後なら5年後、10年後に、今と同じで材が安かったり、材の処分の仕方がなければ山に仕事がないわけでありますので、そういう部分までひっくるめて考えておってもらいたいと思うんですが、その辺の取り組みまで範疇に入っているんですか。

○税所環境森林部長 今回の星原委員のお話は、

まさに私ども環境森林部の基本的な課題だろうと認識しております。つまるところ、単純に言えば、木がうまく売れば山は循環する。最近では山そのものが環境財という視点も強くなってきておりますが、本県の場合は環境財だけで済む問題ではない。なりわいとして林業が成り立つ、ここをベースに置きながら我々は事業を考えなきゃいかんだろうと考えております。

おっしゃるように、緑の雇用担い手育成対策事業、15年から3カ年で367人という数には、正直、こんなに本格就業につながっているのかと。最近いろいろ森林組合の方々から聞く中で、一定の数は確保できたけれども、年間を通しての仕事量が時として不足するときもある、ここをどうやっていくか。今、山村・木材振興課長が申しましたように、山の手入れをしなきゃいけないと思っていながら、やっていない山というのは結構あるんだろうと思います。そういうものを長期施業受託という形で、一定の Spann、5年とか10年間の管理を請け負う。一番いいのは、森林所有者が手出しをできるだけ少ない形で管理を続けていくことかと思っております。今年度まではヘクタール1万円という交付金制度もできております。こういう金も活用しながら、まずは管理コストをどうやって下げるか。1ヘクタールの山を1人の人が管理するとなれば、例えばコストがヘクタール当たり10万なら10万かかる。この分をまとめて10ヘクタール、20ヘクタール、30ヘクタールの管理をやれば、10万のコストを5万とか、高くても7万ぐらいまで下げられる。一番いいのは、例えば、間伐をして、その間伐材でその管理コストが出せるような形が理想的な形かなと思っております。まずは、災害防止という視点も含めながら、長期施業受託を森林組合を核にした形で進めていく、

そうすることで山に仕事ができる。基本は、宮崎県の場合は材が収穫期に入っておりますので、売るといことがまずはあって、次の山の管理ではそういうことを考えていく必要がある。その辺の基本的な部分は私もよくわかっているんですが、事業をどういう形で組み立てていくか、今後部を挙げて、今の星原委員の御意見を踏まえていろんな角度から検討していきたいと考えております。

○星原委員 ぜひお願いします。

○金丸森林整備課長 先ほど星原委員から御質問がありました林道の計画延長の件ですけれども、お答えしてよろしいでしょうか。

今回の補正に伴いまして、道整備交付金事業の増額をお願いしております。内訳で申しますと、県営事業が当初1,700メートル計画しておりました。補正後が2,905メートルとなります。それから市町村が実施主体になって開設する市町村営事業の林道が、当初で9,080メートル、補正後が9,617メートルとなっております。合計いたしますと、当初が1万780メートルの計画から、補正後は1万2,522メートルとなります。計画上1,742メートル増となります。ちなみに森林保全林道整備事業は減っております。それから里山エリアにつきましては増額しております。県営事業と市町村営事業を合計しました当初の計画が2万1,206メートルですから、約21キロということになります。それが補正後におきましては2万3,118メートル、約23キロということになっております。

○江口国土保全対策監 先ほど押川委員の方からございました、緑の雇用の研修生の男女別の人数であります。女性が50名、男性が510名ということになっております。

○丸山委員長 ほかになければ、その他のその

他に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○星原委員 その他のその他であります。今、公共事業関係で土木は試行ということで一般競争入札でやられているんですが、治山・林道関連の公共事業の中でも、5,000万から1億ぐらいの事業について一般競争入札の計画をされているものなんですか、全然なされていないんですか。

○原田環境森林部次長 新たな制度の事後審査型のやつですか。

○星原委員 そうです。

○原田環境森林部次長 災害復旧については従来どおりで対応しております。ただ、通常事業につきましては、今回試行で土木が中心にやりますけれども、一部について事後審査型の新しい入札方式でやってみようということで、場所を今検討しているところでございます。

○星原委員 今はなされていない、検討中ということなんですか、結局、国の制度的なものも出てくるのはわかるんですが、県内の事業の関係、今、非常に公共事業が悪みみたいな形で言われて、県もこの3年間、200、200、200というような感じで億の減額予算になってきて、業界の人たちから見れば今は一番厳しい状況にあるわけです。そういう状況の中で、そういったものまでひっくるめてぜひ検討していただかないと、厳しい状況になってくる。一方では地域経済を支えているのは公共事業であり、また雇用の面でも地域にかなりの影響を持っているわけです。特に私どもの都城地域は公共事業費がかなり少なくなってきている中で、入札の方法等によっても随分変わってくるんじゃないかという気がするものですから、いろいろな角度から検討していただきたい。これは要望でいいんで

すが、そういうふうを考えていますので、ぜひそういう形に検討していただければと思います。

**○原田環境森林部次長** 例えば林道とか治山事業は地域の業者の人がやるのが一番効率的ではあるんです。ただ、事業量が、県北中心になるとか偏ります。その格差が大きいという点もありますので、できるだけ入札に広い範囲から参集できるような仕組みもとっていかないといけないということで、地域限定版の公募型、事後審査型になるのか、全県を対象とした審査型の事業にするのか、それは検討している段階でありますけど、できるだけ先生たちの意向にも沿うように、また業者の意向もいろいろ伺いながら、いい入札方式にしていきたいと思っております。

**○丸山委員長** 関連でぜひお願いしたいんですが、価格競争も必要なことであろうと思っておりますけれども、品確法というのもできておりますので、ダンピング合戦になってしまっただけで品質が落ちないようなことも十二分に考えていただかないと、価格競争はいいことでもあろうと思っておりますけれども、地域経済に対する影響も大きい、なおかつ品質に対することも懸念されますので、十二分にいろんなことを検討しながらやっていただくとありがたいと思っております。

ほかにございませんか。

私の方から1つだけ。本会議場での一般質問もあったんですけれども、環境整備公社の事故について、今後の安全確保について検討していきたいということを聞いておるんですが、委員会では全然そういった報告なり聞いていないものですから、今後の対応のあり方についてお伺いしたいと思います。

**○飯田環境対策推進課長** 今回の事故につきましては、部長の方から壇上でお答えしましたが、本当に痛ましい事故ということで、関係者全員、二度とこのようなことがあってはならないと考えております。

今回の件につきましては、詳しいことは警察や労働基準監督署の方で原因等について究明しております。ただ、今の段階で言えるのは、委託会社の作業員の方が亡くなられたわけでございますけれども、作業マニュアルについての徹底した指導がなされていなかったんじゃないかということで、作業員の方には、定例会や朝礼におきまして、二度とこのようなことのないようにマニュアルを遵守するように、公社を通じまして県の方からも強く要請をしているところでございます。また原因等が明確になった時点で御報告したいと考えているところでございます。

**○丸山委員長** ぜひ二度と起きないような形で強い指導をよろしくお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆さん、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

---

午後1時1分再開

**○丸山委員長** それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案・報告事項の説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○長友農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、今議会にお願いしております議案等の概要につきまして御説明いたします。座って御説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚開いていただきまして、左側のページにありますけれども、本日、農政水産部からは、議会提出議案2件、議会提出報告1件、委員会報告事項として5項目を予定いたしております。

まず、議会提出議案についてでございます。資料の1ページをごらんいただきたいと思えます。議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

平成18年度歳出予算課別集計表の平成18年度の補正額の欄をごらんいただきたいと思えます。左から3番目の欄でございます。一般会計の欄でございますが、今回の補正額は、一般会計で3億5,535万2,000円の増額補正をお願いしております。その主なものといたしましては、農業経営構造対策事業や地域食品関連リサイクル等普及推進事業におきます国庫補助決定に伴う増額補正等でございます。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の補正後の額でございますけれども、一般会計で487億5,161万6,000円で、特別会計を合わせた農政水産部全体では、一番下の右から3番目の欄でございますが、492億9,097万7,000円という金額になります。

次に、資料を2枚めくっていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思えます。議案第10号「卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、会社法の制定に伴いまして、「卸売市場法施行条例」並びに「宮崎県小規模卸売市場条例」の中の用語を、会社法に

規定される用語に改めるものであります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思えます。議会提出報告でございます。県有施設における負傷事故損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容は5ページに記載されているとおりでございますが、農政水産部といたしましては、今後とも所管する施設の安全管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思えます。委員会報告事項についてでございます。

まず、報告事項①「平成17年台風14号被害の復旧状況と平成18年度の被害状況等について」でございます。昨年、本県に甚大な被害を及ぼしました台風14号による園芸用ハウス等の被害の復旧状況と、本年度に入りまして8月末までに農水産業関係で発生いたしました主な被害の状況等につきまして、後ほど農政企画課長が御説明いたします。

次に、お手数でございますけれども、別途配付しております1枚紙の資料、「台風13号による農水産業関係被害について」をごらんいただきたいと思えます。9月17日から18日夜半にかけて本県に接近いたしました台風13号の農水産業関係被害につきまして、概要を御報告いたします。現段階では農作物全体では約3,200ヘクタールで被害が発生しておりまして、作物別に見ますと、水稲では約1,400ヘクタールで倒伏あるいはなびきが発生をしております。また、野菜では露地野菜で茎葉の損傷、果樹ではクリを中心に落果などの被害が発生をしております。現在も市町村と連携をとりながら被害額の把握等の調査を行っているところでございます。

次に、また委員会資料にお戻りをいただきま

して、9ページをお開きいただきたいと思ひます。報告事項②の「『宮崎県食育推進計画』の策定について」であります。昨年7月に施行されました食育基本法を受けまして、本県における食育を推進するに当たっての基本的な考え方や、県が取り組む施策を具体的に示した計画を策定いたしましたので、その概要を、後ほど消費安全企画監が御説明いたします。

次に、2枚めくっていただきまして、12ページをごらんいただきたいと思ひます。報告事項③の「米政策改革推進対策の概要について」でございます。昨年10月に決定されました経営所得安定対策等大綱に基づきます、平成19年産からの新たな米政策の概要が明らかにされましたので、本日は、その概要につきまして農産園芸課長が御説明をいたします。

次に、14ページをごらんいただきたいと思ひます。報告事項④の「畜産関係団体の統合について」でございます。ことし10月1日をもって畜産関係4団体が統合されることとなりましたので、これまでの経過並びに新しい団体の概要につきまして、後ほど畜産課長が御説明をいたします。

最後に、16ページをごらんいただきたいと思ひます。報告事項⑤の「水産基本計画の見直し状況について」であります。この計画は、国におきまして水産基本法の基本理念や施策の方向性を具体化するものとして平成14年に策定されましたが、現在、来年3月の改定に向けまして見直し作業が実施されているところであります。このような中、7月に中間論点の整理がなされましたので、その概要につきまして後ほど水産政策課長が御説明いたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮脇農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料39ページをごらんください。農政企画課の9月補正額は、2,687万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は24億4,213万6,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。41ページをごらんください。上段の(事項)農事試験費で81万9,000円の減額であります。これは、財団法人及び独立行政法人からの受託決定に伴う補正でありまして、農業技術の研究開発とその実用化に関する試験研究に要する経費であります。

中段の(事項)指定試験費で266万9,000円の増額であります。これは国の委託決定に伴う補正でありまして、本県の立地条件に適した課題についての試験研究に要する経費であります。

下段の(事項)特定研究開発等促進費で2,502万4,000円の増額であります。これは、国等の委託を受けて官学公連携による共同研究等を行う試験研究に要する経費であります。

農政企画課は以上でございます。

○玉置地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。地域農業推進課の9月補正額でございますが、一般会計につきまして2億1,133万9,000円の増額補正をお願いしているところでございます。

その主なものにつきまして御説明いたします。委員会資料の2ページをお開きください。経営構造対策事業でございます。この事業は、地域農業の担い手となります農業経営体の育成を図るため、ハウス等の施設整備を行うもので

ございます。

今回の補正に係る内容でございますが、まず、野尻町におきまして、マンゴーハウス4棟、6,000平米余りと非破壊選果機1基を、また宮崎市（旧田野町）におきまして、バラ、キュウリのハウスと大根洗浄機、千切り袋詰め機の要望がございまして、補正額1億5,556万5,000円をお願いするものでございます。

事業効果といたしましては、今回の補正で施設整備を行うことによりまして、認定農業者の育成及び農地の集積等において早期の効果の発現が図られるものと考えております。以上でございます。

○松尾営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の47ページをお開きいただきたいと思っております。営農支援課の9月補正額は、一般会計分で8,944万円の増額をお願いしております。9月補正後の最終予算額は36億4,356万2,000円でございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。49ページをお開きいただきたいと思っております。

（事項）農畜水産物加工体制確立対策費7,844万円の増額についてでございます。内容の説明につきましては、別添の委員会資料で行わせていただきます。お手数ですが、委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。「地域食品関連リサイクル等普及推進事業について」でございます。

まず、1の事業の目的でございますが、地域で発生、排出される焼酎かす等のバイオマス資源を飼料や堆肥として再生利用するためのバイオマス変換施設の整備について支援をするものでございます。

次に、事業の概要ですが、事業主体は中間市

の有限会社宮松クリーンでございます。事業内容につきましては、焼酎かす等を原料とするバイオマス変換施設の整備を行うものでございます。事業費は2億4,708万8,000円で、うち国庫が3分の1で、予算額は7,844万円、残りの3分の2は事業主体の負担となります。

施設の概要といたしましては、南那珂地域の焼酎工場から収集した焼酎かすを分離して得られました固形分を家畜の飼料として利用するとともに、分離液はバークでろ過した後に排水処理をして河川放流をするものでございます。また、ろ過材として使用いたしましたバークは、破碎後、畜舎の敷料や、発酵過程を経まして堆肥として利用することにしております。

事業効果といたしましては、これまで鹿児島県の業者に委託して処理をしていた焼酎かすについて、地域内での処理が可能になりますとともに、地域の畜産農家にとっても、安価な飼料等が供給されることによる生産コストの低減の効果が期待されると考えております。

それから、財源内訳はごらんとおりで、補正後の予算額は7億5,344万円になります。

次に、お手数ですが、歳出予算説明資料に戻りまして、49ページをお開きいただきたいと思っております。（事項）農業改良普及活動特別事業費の新しい農業改良普及体制整備事業1,100万円の増額についてでございます。これは、本県農業・農村の持続的な発展を図るため、遊休農地、鳥獣害等の対策を普及定着させるため、新技術の実証圃を農業改良普及センターが設置する経費としまして増額補正をお願いするものでございます。なお、これは国の強い農業づくり交付金を活用するものでございます。

営農支援課は以上でございます。よろしくお

願います。

○井好畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の51ページをお開きください。畜産課の9月補正額は、231万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は45億1,457万4,000円となります。

補正の内容につきまして御説明いたします。1枚めくっていただきまして、53ページをごらんください。(事項) 畜産試験費の231万6,000円の増額であります。これは、畜産試験場において行っております産学公連携試験に要する経費でありまして、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構からの農林水産バイオリサイクル研究事業と、財団法人宮崎県産業支援財団からの都市エリア産学官連携促進事業の2つの受託事業の増額分でございます。

補正理由としましては、追加試験や試験研究成果の取りまとめ経費の増によるものであります。

畜産課は以上でございます。

○田代漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の55ページをお開きください。漁港漁場整備課の9月補正額は、2,538万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますが、46億2,329万6,000円となります。

それでは、内容につきまして順を追って御説明いたします。

次の57ページをごらんください。まず、事項の1番目の沿岸漁業構造改善事業費51万6,000円の減額ではありますが、これは、事業主体の宮崎市が築いそ事業を取り下げたことによりまし

て事業費が確定したものであります。

次の種子島周辺漁業対策事業費2,163万3,000円の増額についてであります。これは、宮崎県漁業協同組合連合会が事業主体で、本県水産物の消費拡大を図るために、宮崎港にあります水産会館敷地内に魚の直接販売や魚食レストランの施設を整備するに当たり、この事業費補助について、宇宙航空研究開発機構から追加負担が決定しましたことから、補助金の増額を行うものであります。

次に、水産施設維持管理費につきましては、浮き魚礁等の年間の保守点検等に要する経費の確定に伴い、125万6,000円を減額するものであります。

次の沿岸漁場整備開発調査事業費72万8,000円の減額につきましては、木材を利用した魚礁開発事業における入札残による事業費の確定であります。

最後になりますが、58ページの水産基盤漁場整備事業625万円の増額についてであります。これは、門川町が事業主体となりタイ類等を対象としたコンクリート魚礁を設置するものですが、市町村が実施する漁場整備に係る国の補助制度の変更に伴い、次年度に計画しておりました本事業を前倒しして実施し、本年度中に完成を図るものであります。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田農産園芸課長 別冊の平成18年9月定例県議会提出議案の27ページをお開きください。議案第10号「卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例」についてであります。

説明につきましては、別冊の常任委員会資料の方でさせていただきたいと思っておりますので、そ

こちらの方をお願いいたします。常任委員会資料の4ページをお開きください。まず、内容の説明に入ります前に、県内の卸売市場の概要等について簡単に御説明させていただきますと、県内には中央卸売市場が1つ、地方卸売市場が30、小規模卸売市場が4市場ございまして、このうち中央卸売市場は国の所管でありまして、地方卸売市場及び小規模卸売市場が県の所管となっております。

今回の条例改正は、1の改正する条例にありますように、地方卸売市場が対象となります「卸売市場法施行条例」と、小規模卸売市場を対象とします「宮崎県小規模卸売市場条例」の2つの条例の改正であります。

次に、2の改正の理由であります。会社法の制定に伴います文言の整理を行うためであります。会社法は、商法等から分離再編されまして、平成17年7月に公布、本年5月からの施行であります。それに伴い両条例中の用語を会社法に規定する用語に改めるものであります。

次に、3の条例改正の内容をごらんください。まず1つ目が、(1)の「資本」を「資本金」に改めるものであります。従来、株式会社の設立の登記の際、登記することが必要な額のことを「資本の額」と規定しておりましたものを、今回、新たに制定された会社法における用語の整理に倣い「資本金の額」としたものであります。該当条文として示しておりますとおり、2つの条例を合わせまして6つの条文で改めます。

2つ目は、(2)にありますように、「営業」を「営業又は事業」に改めるものであります。これまで個人または法人を対象として「営業」と規定していたものを、会社法等における用語の整理に倣いまして、個人の場合を「営業」、

法人の場合を「事業」と区分して規定するものであります。これら2つの条例についてそれぞれ1つの条文で改めます。

最後に、4の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上が、「卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例」についてであります。御審議についてよろしく御願いをいたします。

○宮脇農政企画課長 農政企画課でございます。

資料の6ページをごらんください。「平成17年台風14号被害の復旧状況と平成18年度の被害状況等について」でございます。

まず、1平成17年台風14号被害の復旧状況について御説明いたします。(1)園芸用ハウス被害の復旧状況であります。県内の被害面積は83.61ヘクタールで、このうち全壊により建て直しの必要がありましたハウスの要整備面積は4.49ヘクタールでございましたが、本年8月末現在で100%復旧が完了しております。

次に、(2)農地・農業用施設被害の復旧状況であります。災害復旧事業により、2,370カ所、49億3,100万円を復旧することとし、現在、2,216カ所、45億4,900万円が発注済みとなっており、箇所数で93.5%、事業費で92.3%の発注率となっております。

最後に、(3)漁港等被害の復旧状況であります。災害復旧事業により、13カ所、4億5,700万円を復旧することとし、現在100%の発注率となっております。

続きまして、右側のページをごらんください。2平成18年度の被害状況等についてであります。

まず、(1)から(4)の表の左側の「平成18

年5月23日から7月29日までの豪雨及び暴風雨による被害」についてでございますが、これには、7月18日から23日にかけて、えびの市を中心に南部山沿いで大雨となりました平成18年7月豪雨による被害も含まれております。表の（1）農作物等の被害の欄をごらんください。水稻や野菜、花卉等の作物において、冠水や土砂流入、倒伏等の被害が発生し、約2億400万円の被害額となっております。（2）農地・農業用施設等の被害ですが、農地の土砂埋没や崩壊、農道、用水路の崩壊等の被害が発生し、24億6,100万円の被害額となっております。（3）水産関係の被害ですが、漁船の被害が発生し、500万円の被害額となっております。この結果、（4）の被害総額は、農水産合計で約26億7,000万円であります。

次に、児湯地区、東臼杵地区を中心に被害を出しました「台風10号による被害」について御説明いたします。表の右側の欄をごらんください。（1）農作物等の被害ですが、果樹や野菜を初めとした作物において落果や茎葉損傷などの被害が発生し、約2億1,800万円の被害額となっております。（2）農地・農業用施設等の被害ですが、農地の土砂埋没や崩壊、農道、用水路の崩壊等の被害が発生し、3億100万円の被害額となっております。（3）水産関係の被害ですが、漁船の被害が発生し、約800万円の被害額であります。この結果、（4）の被害総額は、農水産合計で約5億2,700万円であります。また、豪雨及び暴風雨による被害と台風10号による被害の総額は、約31億9,700万円となります。

次に、（5）激甚災害についてでございますが、今回の7月豪雨被害は、えびの市を中心に被害が甚大であったため、国に対しまして激甚災害

の指定などについて強く要望してまいりましたところ、7月豪雨を含む5月23日から7月29日の間の豪雨及び暴風雨について、9月8日の閣議決定で、激甚災害及び農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の指定がなされたところでございます。本県におきましては、この期間の被害のうち、農地・農業用施設の被害について、農地429カ所、農業用施設705カ所のすべてが激甚災害の対象となっております。災害復旧事業の実施に当たりましては補助率のかさ上げが行われることとなっております。

最後に、（6）これまでの対応及び今後の見込み等ではありますが、農地・農業用施設のうち緊急を要する箇所につきましては、表にありますとおり応急工事に対応しております。さらに、現在は県内各地域で査定が実施されており、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○吉田消費安全企画監 営農支援課でございます。

常任委員会資料の9ページをお開きください。「『宮崎県食育推進計画』の策定について」、御報告をいたします。

まず、計画の趣旨についてでございますが、近年、食生活が豊かになる一方で、栄養の偏りや不規則な食事、生活習慣病の増加などさまざまな問題が生じており、食について見直し、健全な食生活を取り戻すことが必要となっております。このような中、生きる上での基本であり、さまざまな経験等を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の重要性を認識し、食の宝庫である本県の特性を生かした食育を推進していくために本計画を策定したもの

であります。

計画の期間につきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年とし、必要に応じまして見直すこととしております。

次に、策定の経緯についてでございますが、平成17年6月に食育基本法が公布されて以降、庁内の関係課で協議を重ね、平成18年3月28日に、副知事を会長とします「宮崎県食の安全・安心対策会議」におきまして、食育の推進体制と計画策定について協議を行い、その後の方針を決定したところであります。それを受けまして、4月以降、庁内の関係各課担当リーダーによるプロジェクトチーム会議において内容の検討を行うとともに、7月11日には「宮崎の食と農を考える県民会議」の食育部会の皆様に御意見を伺い、7月27日の県食の安全・安心対策会議食育専門部会において素案を取りまとめたところであります。また、8月1日から25日までパブリックコメントを募集しましたところ、7名の方から30件の専門的な御意見をいただきました。それらを踏まえて素案を修正し、成案を作成したところであります。そして9月5日の県食の安全・安心対策会議におきまして承認をいただき、本日の常任委員会への報告に至ったところであります。

10ページをお開きください。計画の本冊は43ページにわたって取りまとめておりますが、本日は、時間の都合もございましたので、ポイントのみを御説明させていただきたいと思っております。

まず、食をめぐる現状についてでございますが、データは、代表的なものとして「朝食を毎日食べている人の割合」と「肥満の状況」を挙げております。左のグラフを見ますと、20歳代と30歳代で朝食を毎日食べている人が少ないと

いう状況にあります。また、右のグラフを見ますと、30～50歳代の男性に肥満が多く、女性では60歳代で最も多く肥満が見られるという状況になってございます。このような状況を踏まえ、本計画を進めていくに当たって、食の宝庫宮崎らしく、命の恵みに感謝する「いただきます」の心を持ち、生涯にわたって健全な食生活を実施、実践していくために、『いただきます』からはじめよう！みやざきの健全な食生活を基本目標として掲げたところでございます。そして基本的視点でございますが、①の「県民一人一人が意欲的に実践する『県民主体』の食育」、②の「健全な食生活により『元気なみやざき』をつくる食育」、③の「いのちの恵みに感謝する『いただきます』の心を育む食育」を定めたところでございます。

11ページをごらんください。基本目標や基本的視点を踏まえて取り組む5つの基本的施策についてでございます。1つ目の施策、「家庭、学校・保育所等における子どもの成長に応じた食育の推進」では、乳幼児期から食べることの大切さや楽しさを実感し、望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭と学校、保育所等が連携しながら、子供の成長・発達段階に応じた食育を推進することとしております。次に2つ目の施策でございますが、「地域における食生活の改善に向けた取組の推進」では、地域において栄養、食習慣等に関する食生活の改善を推進することとしております。3つ目の「県民運動としての食育の推進」では、知事を会長とします「みやざきの食と農を考える県民会議」を主体に、「いただきます」を合い言葉とした県民運動を推進し、自発的な食育活動の展開を図ることとしております。続いて4つ目の「豊かな食文化と元気な農林漁業に根ざした食育の

推進」では、地域の特色ある食文化の継承を図るとともに、都市と農山漁村の交流を進め、生産者と消費者との信頼関係の構築を図るなど、本県の豊かな農林水産物を活用した食育を推進することとしております。最後に、5つ目の施策「食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査及び情報の提供」では、県民の適切な食の選択に資するよう、基礎的な調査を継続的に実施するとともに、食品の安全性や栄養等に関する情報提供を推進することとしております。数値目標を14項目ほど掲げておりますが、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上が計画の概要でございますが、命に感謝する農業県宮崎として、「いただきます」という命の恵みへの感謝の気持ちを持つことから健全な食生活を始めようというところに重点を置いております。今年度も「いただきます」をテーマにしたテレビのCMを作成、放映するなど具体的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○村田農産園芸課長** それでは、委員会資料の12ページをお開きください。平成19年度から始まります「米政策改革推進対策」の概要について、現対策との変更点を中心に御報告させていただきます。

御案内のとおり、米政策につきましては、平成16年度から現対策の水田農業構造改革対策が実施されておきまして、需要に応じた米づくり、地域振興作物を中心とした産地づくり、水田農業の担い手の育成等に取り組んでいるところであります。今回の対策の見直しにつきましては、昨年10月に決定されました経営所得安定対策等大綱に基づき、米、麦、大豆等を対象品目とする品目横断的経営安定対策が来年度から実施されることとなりましたこと、また、米の需給調

整について、従来の行政主導のシステムから、農業者、農業者団体が主体となる新たなシステムへ移行させることとされたことなどによるものでありまして、平成19年度から21年度までの3カ年間の対策として実施されるものであります。

それでは、新対策の主要な変更点について、順次御説明いたします。

まず、対策の目的についてであります。新対策におきましても現対策の目的をそのまま引き継ぎまして、平成22年の「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、引き続き取り組みを行っていくこととされております。この「米づくりの本来あるべき姿」につきましては、平成14年12月に決定されました米政策改革大綱で示されたものでございまして、地域農業の担い手による効率的かつ安定的な農業経営が生産の多くを占めること、農業者や産地が主体的な需給調整を行うなどの姿の実現を目指しているところでございます。

次に、需給調整システムについてであります。新対策におきましては、農業者、農業者団体が、需給情報等をもとにみずからの販売戦略に即して米の生産を行う新たな需給調整システムへ移行することとなっております。具体的には、従来行ってまいりました、行政、農業団体両ルートからの生産目標数量の配分を廃止しまして、行政ルートからの需給情報を、地域水田協議会を通じてJA等の生産調整方針作成者へ提供し、JA等はそれらの情報をもとにみずから生産目標数量を決定し、農業者へ配分するシステムへ移行することとされております。

次に、生産構造についてであります。現対策におきましては、地域の作物戦略や水田の利活用、さらには担い手の育成方向等を明確にし

た地域水田農業ビジョンを策定しまして、ビジョンの実現を目指して生産対策と経営対策の一体的な推進に努めているところであります。具体的に申しますと、ビジョンの中で担い手リストを作成するなど水田農業の担い手を明確化するとともに、地域振興作物への助成のほか、担い手育成に向けまして産地づくり交付金を活用するなどの取り組みを実施しているところでございます。新対策におきましては、現対策の取り組みを踏まえ、品目横断的経営安定対策の導入に伴う担い手育成確保運動との連携を図りながら、地域水田農業ビジョンの目標設定をより高度化するなどの見直しを図るとともに、交付金の担い手への重点的な活用を一層促進し、水田農業の担い手育成の加速化を図ることとしております。

次に、13ページの各種助成体系についてであります。まず、産地づくり対策であります。産地づくり交付金の本体につきましては、地域水田農業ビジョンの実現に向け、地域でその活用方法や単価を決定することとしておりますが、新対策におきましてもその基本的な仕組みは維持しながら、先ほど申し上げました、特に担い手育成に向けた重点的な活用を図っていくこととされております。また、生産調整の大幅な超過達成を目指した取り組みや、地域特例作物——これは別途助成措置が講じられている麦、大豆、飼料作物以外で各地域で選定した特定の振興作物でございますが、この地域特例作物の振興に助成を行う「特別調整促進加算」を、新対策では「新需給調整システム定着交付金」へ衣がえしまして、基本的な助成の仕組みを継続しながら、地域特例作物に、これまで対象外とされておりました麦、大豆、飼料作物を追加することとされたところでございます。

次の米の価格下落対策についてでございますが、現対策におきましては、農業者の抛出金と国の助成金により資金造成をして、米価が下落した場合に下落額の5割プラス300円を補てんする稲作所得基盤確保対策と、この補てん金を含めて稲作収入の減収額の9割までを補てんする担い手経営安定対策の2つの対策が実施されております。このうち担い手経営安定対策につきましては、一定の経営規模以上の担い手農家等が助成の対象とされておきまして、新対策では品目横断的経営安定対策へ移行することとなっております。一方、担い手以外の農業者に対しましては、引き続き稲作構造改革促進交付金で対応することとなっております。生産者抛出金が不要となり、補てん価格も地域で決定できる仕組みに変更されております。しかしながら、本交付金の補てんは、品目横断的経営安定対策の補てん率9割を上限としておきまして、さらに品目横断的経営安定対策へ徐々に移行させることを前提として、交付金額を年々減らしていくということにされておりますので、対策期間中に担い手へと誘導していく必要があると認識しているところであります。また、本交付金につきましては、点線でお示ししておりますように、地域の選択によりまして産地づくり交付金として活用することも可能となっております。今後、地域での活用方法等についての協議が必要であろうと考えております。

最後に、その他の対策についてでございますが、まず、耕畜連携推進対策についてであります。当対策は水田を活用した飼料作物の生産振興を支援する対策ですが、新対策の耕畜連携水田活用対策におきましては、現対策の内容に加えまして、簡易な基盤整備等飼料生産振興の取り組みに対する支援が追加されることとなって

おります。また、現対策で実施しておりました  
麦・大豆品質向上対策、畑地化推進対策につ  
きましては、品目横断的経営安定対策との重複等  
の理由で廃止されることとなったところであり  
ます。最後に、豊作の場合に、過剰米を市場か  
ら隔離して供給過剰による主食用米の価格下落  
を防止します集荷円滑化対策につきましては、  
新対策におきましても引き続き実施されること  
となっております。

米政策改革推進対策の概要につきましては以  
上でございますが、今後さらに詳細な内容等の  
情報収集と周知徹底に努めながら、新対策に円  
滑に移行できますよう農業団体と一体となった  
推進指導を実施してまいりたいと考えておりま  
す。以上でございます。

**○井好畜産課長** 畜産課でございます。

資料の14ページをお開きください。「畜産関  
係団体の統合について」であります。

まず、これまでの経過についてであります  
が、平成16年3月に、県出資の公社等につ  
いて、その役割や必要性等を検証し、組織体制や経営計  
画等について見直しを行うなどの改革の方向性  
を内容とする宮崎県公社等改革指針が策定さ  
れ、畜産関係団体の見直しについて検討するこ  
ととしました。この見直しに当たっては、県と  
畜産関係団体の双方が十分な共通理解と認識の  
もとで取り組む必要があったことから、畜産関  
係の10団体と経済連、県を合わせた12団体で構  
成する「宮崎県畜産団体整備検討委員会」を平  
成16年7月に設置し、団体の運営等について協  
議を重ねました。その結果、業務内容や構成員  
の共通性等から、社団法人宮崎県畜産会を初め、  
下にあります4団体について再編統合を検討す  
ることとなったものであります。これを受けて、  
平成17年8月に、当該4団体に農協中央会等の

県域団体や市町村代表を加えた「宮崎県畜産団  
体再編推進協議会」を設置し、統合の方針やス  
ケジュール、新団体の組織体制について検討を  
重ね、今回、統合するに至ったものでございま  
す。

2に統合する各団体の概要について一覧にし  
ております。4団体とも宮崎市内の畜産会館内  
にございます。主な業務内容についてですが、  
畜産会は、コンサルタント等による農家経営指  
導や価格安定制度による畜産農家の経営安定、  
肉用子牛価格安定基金協会は、肉用子牛生産者  
補給金制度の運営による子牛生産農家の経営安  
定、家畜畜産物衛生指導協会は、家畜の自衛防  
疫の推進による家畜衛生、養豚協会は、養豚の  
生産振興対策による養豚農家の経営安定に努め  
ております。

次に、今回の統合の方法であります。畜産  
会を存続団体として、他の3団体を統合の前に  
解散し、すべての業務や財産を存続団体に引き  
継ぐこととしております。

統合の期日は、10月1日としております。

次のページをごらんください。4団体が統合  
する新団体の概要でございます。名称は「社団  
法人宮崎県畜産協会」となります。目的は、旧  
4団体の業務内容を一体的に進めることによ  
り、本県畜産の振興に寄与することとしており  
ます。事務所の住所は、引き続き畜産会館にあ  
りますが、今回、ワンフロア化して事務の効率  
化を図ることとしております。出資金につ  
きましては、解散する3団体の出資金を引き継  
ぐこととし、全体で10億872万円となっており、  
そのうち県からの出資金は1億8,285万8,000円と  
なっております。会員は68会員で、構成は、農  
協、畜連、経済連等の県域団体、関連企業、市  
町村、県となっております。新たな組織体制で

ございますが、資料にありますように、会長、副会長、常任常勤理事のもとに4部6課体制となる予定でございます。総務課は経理等全般を行い、経営支援部はコンサルタント等の経営指導を、生産振興部は肉用牛や養豚等の生産振興を、価格対策部は肉用子牛補給金制度や肉用肥育牛、肉豚、ブロイラーの価格安定対策、衛生指導部は自衛防疫による家畜衛生指導を主たる業務として実施することとしております。

4団体が統合されることによりまして、一つの組織として生産から衛生まで総合的に農家の指導が可能となり、効率性の高い指導ができるものと期待いたしております。

畜産課は以上であります。

**○藤田水産政策課長** 水産政策課でございます。

引き続きまして、お手元の常任委員会資料の16ページをお開きください。「水産基本計画の見直し状況について」でございます。

初めに、水産基本計画見直しのスケジュールでございます。水産基本計画は、今後10年にわたる水産施策について基本的な指針を示し、おおむね5年ごとに更新することとなっております。現行計画は平成14年3月に策定され、来年3月に新たな基本計画の策定が予定されていることから、国ではことし1月、農林水産大臣より水産政策審議会に対しまして計画変更を諮問し、現在その見直し作業を実施しているところでございます。その結果、7月に中間論点が整理されましたので、この後そのポイントについて御説明いたします。

今後のスケジュールといたしましては、8月末から9月にかけて全国での意見交換の後、水産政策審議会で議論を深めることとなっております。また、可能な施策につきましては、平

成19年度の国の予算へ反映していくこととされてございます。

以上のように、食料・農業・農村基本法と水産基本法の施行時期の違いによりまして、水産基本計画の見直しは、平成17年3月の新しい食料・農業・農村基本計画の策定から2年ずれた形で進んでいるところでございます。

それでは、右の17ページをごらんください。中間論点整理のポイントについてでございます。中間論点は大きく3つで構成されてございます。

まず、1の水産業・漁村をめぐる情勢の変化についてであります。特徴的なものとして5つの項目が掲げられてございます。近年、外食や調理済み食品の利用が増加して食の外部化が進行し、流通面ではスーパーマーケットでの販売シェアが約7割まで上昇してございます。また、欧米や中国などの健康志向を背景といたしまして水産物の世界的な需要が高まっており、日本が他国との購入競争に敗れる、いわゆる買い負けが発生してございます。一方で、水産資源につきましましては、我が国周辺水域の半数以上の資源が低い水準にあり、世界的にも資源が悪化してございます。漁業の生産構造につきましましては、船が古くなるとともに就業者の高齢化が進行し、65歳以上の漁業者の占める割合が3割に達してございます。さらに、水産業や漁村につきましましては、自然環境の保全、国民の生命財産の保全、住居や交流の場の提供などの多面的な機能への期待が高まりつつあります。

2の現行基本計画等に関する検証についてであります。現行計画におきましては、平成24年の食用魚介類の自給率の目標を65%としてございます。しかしながら、平成16年実績で55%、平成17年実績におきましても57%でございまし

て、現在の我が国周辺の水産資源が低い水準にあることなどから、平成24年度までの目標達成は厳しいとされてございます。

これらを踏まえまして、3の政策改革の方向性が整理されてございます。(1)の水産資源の回復・管理の推進では、水産資源の適切な保存管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保や、水産業の健全な発展の基盤となることから、我が国の排他的経済水域等における資源回復、資源管理を推進するとともに、適正な枠組みの外で無秩序な漁獲を行う漁業への対策を初めとする国際的な取り組みを強化していくこと、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを示す水産エコラベルの導入を推進することが必要であるとしております。

(2)の将来展望の確立と国際競争力ある経営体の育成・確保では、現在、我が国の漁業生産構造が脆弱化している中において、将来にわたって国民への水産物の安定供給を確保していくためには、国際競争力のある経営体、すなわち効率的かつ安定的な漁業経営を早急に育成確保していく必要があるとして、自助努力を前提に一定の経営体に支援施策を集中していくこととしています。具体的には、省エネ、省人型の代船取得や収益性重視の経営への転換などを促す漁船漁業構造改革対策の実施や、経営改革を促すための経営安定対策の導入が掲げられております。また、現在、組織、経営、事業の3つの面で危機に直面している漁協改革の促進や、意欲と能力のある若者や他産業経験者の就業を促進するための環境整備や規制緩和を検討するとしております。

(3)の水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開では、産地の販売力強化と

流通の効率化を進めるため、産地と消費地の橋渡しという重要な役割を担っている市場流通につきまして、産地市場の統廃合や買参権の開放等を通じ、市場を核とした流通拠点を整備すること、市場流通のほかに需要者との直接取引など、地域の創意工夫のもとに多様な流通経路を構築することが必要としております。また、調整保管事業の効果的な運用による水産物価格の安定や、魚食を普及させるための量販店における鮮魚販売員の育成、対面販売を通じたきめ細かなサービスが行える鮮魚小売業の振興、さらには水産物輸出の振興が必要とされております。また、消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大を図るため、消費者への情報伝達、情報提供の強化と食育の推進が必要とされております。

最後に、(4)の漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮であります。漁業生産量の減少を食いとめるため、排他的経済水域等における基礎生産力の向上に向けた集中的な取り組みの実施、競争力のある産地づくりを推進するため、生産コストの削減や衛生管理の強化に必要な漁港機能の充実を図ることが必要であるとしています。また、国民の水産業、漁村に対する理解の促進と関心を深めるために、漁村における地域資源を活用し、地域の主体性と創意工夫による漁村づくりを推進するほか、水産業、漁村の持つ生命や財産の保全、地域社会の維持形成など多面にわたる機能を発揮させるため、漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進、方策の検討が必要としております。

以上が中間論点整理のポイントとして示された内容でございます。今後本県におきましても、関連する内容につきましては、機会あるごとに

国に対し必要な提案を行ってまいりたいと考えております。

水産政策課は以上であります。

**○丸山委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案第1号及び10号についての質疑をお願いしたいと思います。補正予算と市場法との関係であります。

議案についての質疑はございませんか。

なければ、次に、その他の報告事項についての質疑をお願いしたいと思います。

**○前本委員** 卸売市場法改正の件でお尋ねしたいんですけど、最近では、相対売りとか、いわゆる市場を通さない売買活動が相当盛んになりまして、宮崎市の中央卸売市場、あるいは各地方の卸売市場に対する出荷量が随分落ちているという話を聞いています。生産量も少なくなったのかもしれませんが、物流の段階で随分品物薄になっているという話を聞くんですけど、そのためにこのような条例改正みたいなことが行われたんですか、その点ちょっと教えてください。

**○村田農産園芸課長** 会社法の用語の整理ということで、おとし市場法が改正されまして、相対取引等の関係につきましてはその中で条例も改正いたしております。今回の条例改正につきましては文言の改正だけということでございます。

**○高橋委員** 営農支援課の地域食品関連リサイクル等普及推進事業についてお尋ねしますが、南那珂地域にできるわけですけれども、こういう施設はほかの地域にもあるんですか。知らないでお聞きします。

**○松尾営農支援課長** 西都の方で施設ができることになっております。西都リサイクル組合ですか。西都の都於郡にできるようになっており

ます。全く同じ施設じゃないですけども、焼酎かすを飼料化する施設としてできるようになっております。

**○高橋委員** ということは、まだ県内にないということですね。事業の効果に書いてありますが、今まで鹿児島県の業者に委託していたということですから、県内には焼酎かすがいっぱいありますよね。南那珂地域以外でも焼酎かすが出ると思うんですけど、そこら辺の処理はどうなるんですか。

**○松尾営農支援課長** 施設としては、一番早いのが、綾の方にあります雲海酒造でやっておられます。それもたしか飼料にされていると思います。あと霧島酒造の方で施設をつくられております。

**○高橋委員** 自家処理ができないところのために、今度の施設は事業効果があるというこの理解をしていいですね。わかりました。

次に、6ページですけど、昨年の台風被害の関係で、園芸用ハウス被害で説明されたのは、被害面積の全壊4.49ヘクタール、それ以外はどうなっているのでしょうか。

**○村田農産園芸課長** 全体で83.6ヘクタール被害があったんですが、主なものはビニール等の被覆資材の破損とかが多うございまして、倒壊したハウスにつきましては6ヘクタールちょっとでございます。そのうちハウスを再建したいという希望が4.49ヘクタールあったということでございます。

**○高橋委員** ということは、昨年の台風被害で施設園芸を断念された方の面積が2ヘクタールぐらいあるということですね。

**○村田農産園芸課長** ハウスを多目に持っていらっしゃる方で、一部破損して規模を縮小されている方もいらっしゃいますし、高齢で、そ

そろ建てかえにやいかんという方が、この倒壊を機会にちょっと早目にやめられたという方もいらっしゃるとお伺いしております。

○高橋委員 米政策改革推進対策、内容が難しいので理解がなかなかしにくいですけれども、今説明を受けた段階で疑問点といいますか聞きたいところがあります。その他の対策で飼料作物の支援が引き続きあるわけですが、今回の対策で厚みを増したということで、基盤整備等飼料生産振興の取り組みを支援、これをもうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○村田農産園芸課長 まだ具体的な細かい補助率等についてはわからないんですけれども、簡易な基盤整備ということで、稲発酵粗飼料の専用収穫機械、放牧牛の導入など、基盤整備等について経費の助成が新たに加わったということでございます。

○高橋委員 私が受け取ったのは、田んぼが荒れていく中、飼料の不足によって、いろいろと稲わら対策であったものですから、飼料作物をつくる農家がいらっしゃるのので助かっているんです。そういう意味で、今回、つくり手にとってプラスになるものが厚みを加えられたのか、そのことを聞きたかったんです。

○村田農産園芸課長 実際の転作につきましては、一番上の欄にございます産地づくり交付金は、つくる作物によって交付金の金額が定まっておりますので、飼料作物等については多目の交付金という形で対策がとられていると思います。

○高橋委員 最後に、水産基本計画の見直しですけれども、17ページの間接論点整理のポイントの3の(2)の一番最後のポツ、「新技術の企業化や規制緩和を検討」とありますが、規制緩和というのは何の規制緩和なんですか、

教えてください。

○藤田水産政策課長 漁業におきましては、漁業関係の規制だけではなく、船舶関係とか船員関係の規制も含めましていろんな形での規制がございます。そうしたものが現場の方では新しい取り組みや操業形態を変換する際に障害となってあらわれるわけです。そういったものをピックアップして、ひとつずつ漁業者が新しいことやコスト削減に取り組めるような形での規制緩和を進めていこうということで、その作業を進めたいというふうに聞いております。

○高橋委員 何か例を挙げてもらえるとわかりやすいんですけれども、今では何の規制緩和なのかわかりません。大きさとか量とかもしあったらですね。

○藤田水産政策課長 非常にわかりやすい例といたしまして、カツオ・マグロ漁業におきましては、10トンとか30トンといったトン数で、階層ランクといたしまして漁船の大きさの規制がございます。例えば30トン以上の船が30トン未満の階層のランクに移行しようとしても、許可数の上限が決まっておりますので移れない、小型化しようにも移れない。逆に小さなトン数の船が効率化を図るために大きくしようとしても、そこが壁になりまして効率化が図れないといったものがございますので、柔軟に船のトン数を変えられるように規制緩和をするといったようなものが非常に典型的な例でございます。

○高橋委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○水間委員 3ページでお聞きしますが、以前、焼酎かすの問題では非常に激論を交わされたといえますか、産業廃棄物じゃないかとかいう問題がありましたね。今回こんな形でパークでろ過して廃水処理をして河川放流をするというこ

とですが、河川放流をするときの水質基準については、責任はどこが持てばいいんですか。

○松尾営農支援課長 農政サイドではありませんので、多分保健所だと思います。基準が定められておりますので、それまでの数値に持って行って放流することにしております。

○水間委員 恐らくそうだと思うんです。営農支援課ではバイオマスの変換施設の整備まではさせるが、処理した後は、保健所で、基準を満たしているのか満たしていないのか、また水質基準をオーバーした場合、そういうところまでこの話を行っているんですか。

○松尾営農支援課長 現在、先ほど申し上げました西都の方で神楽酒造がその施設をつくっております。その事業を進めていくための連絡協議会を設置しておりますけれども、その中に保健所も入ってもらって、そこまで詰めた形で事業を進めております。

○水間委員 ということは、保健所に関する水質基準というのは既に出ているんですか。

○松尾営農支援課長 数字は出ておるとは思います。

○水間委員 そこらあたりが、今言う分野横断といいますか、せっかくこうやってつくったものが、水質が汚染される、その責任が明確でない。農政サイドでここまで焼酎かすをやった。後は保健所でやらないかん。ここまで余り厳しく言うところはあるかもしれませんが、ここらあたりは連携をよくしていただきたい。

それともう一つは、堆肥としても利用ができる、あるいは畜産農家に安価な飼料が供給される、生産コストの低減が期待できるということですが、そこらについては、畜産課長、どのくらい安価な飼料になるんでしょうか。そこ辺まだ積算はできてませんか。

○松尾営農支援課長 お答えいたします。

今回設置します申間での計画では、トン当たり1,000円程度での販売ということで計画をされております。

○水間委員 トン当たり1,000円というのは、安いんですか。

○松尾営農支援課長 焼酎かすだけではなくて、希望によってはふすまを混ぜたり麦を混ぜたりわらを混ぜたりします。その飼料をトン当たり1,000円で販売するというようにしております。

○水間委員 そのトン当たり1,000円が、今までよりも安いか高いか。トン1,000円が安いのか教えてください。

○井好畜産課長 トン当たり1,000円ということは、キロ当たり1円ということでございまして、濃厚飼料で40円とか50円ですので、安いということです。

○水間委員 安いそうですね。安くて畜産が振興できれば、これは非常にいいことです。

ただ、先ほど言いましたように、水質の関係は農政サイドとしても分野横断的にちゃんと把握できるように、そしてこれはあんたのところだから今度は保健所がやれとかそういうことのないように、また、保健所から農政サイドに、こういうことで許可してもらったら困る、設備をしてもらったら困るということにならないようにお願いします。

○松尾営農支援課長 今回、この予算が通りましたら、申間の施設においても、関係機関、保健所を含めて事業を進めていくことにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○水間委員 もう一点お聞きします。このほかにこういうことを取り入れたいという話は来ていないんですか。県内でこういう事業をやって

みたいという事業者の方はいらっしゃいますか。

○松尾営農支援課長 先ほど申しあげましたように、雲海酒造と霧島酒造がやられていて、今年度、神楽酒造が西都の方でやられるんですけども、今回の申間で4カ所目になります。それ以外は今のところうちの方では聞いておりません。

○丸山委員長 関連なんですけれども、先ほど産業廃棄物の関係がありましたが、畜産廃棄物をほかのところから入れるときには産業廃棄物処理業の許可をとらなくちゃいけないというのがあるんですが、こういう施設は産廃業の許可をとらなくちゃいけないという指導が、保健所サイド、環境サイドからあるのかないのか、どうなんですか。これで4カ所目ということですから、どういう形で今まで進んでいるのかお伺いします。

○松尾営農支援課長 今まで南那珂地区は鹿児島県の方に運んでいたわけですけども、鹿児島県の指導によりまして持ち込みは困るということで、今回南那珂につくるということになったんですけども、産業廃棄物の関係については存じません。申しわけありません。

○丸山委員長 私がお伺いしたかったのは、環境サイドからすると産業廃棄物に当たるのではないかとされている物件があると聞いているものですから、先ほど水間委員が言われたとおり、横断的に見たときに本当に大丈夫かどうか。農政サイドとしては処理をちゃんとしたいという気持ちがあるんですけども、環境サイドからすると、これは産廃処理だから産廃業の許可をとらなくちゃいけないという議論もあるように聞いているものですから、その辺はしっかりと対応していただきたいと思います。

○星原委員 ちょっと教えてほしいんですが、2ページの経営構造対策事業でマンゴーハウスとかバラ、キュウリハウス、ここに書いてある事業費は、この4棟、4棟のハウスの金額なんですか。

○玉置地域農業推進課長 事業内容に書いています、小林の方であれば、マンゴーハウス4棟と非破壊選果機合わせて事業費が1億8,785万1,000円になります。

○星原委員 そうしますと、選果機が幾らするかわかりませんが、ハウスは1棟当たりどれぐらいの金額になりますか。

○玉置地域農業推進課長 10アール当たり2,000万円ぐらいになります。

○星原委員 そうすると、マンゴーの非破壊選果機というのは、これまではどこかに入っているんですか。

○玉置地域農業推進課長 ほかの作物は非破壊選果機は入っていると思いますけど、マンゴーは初めてではないかと思います。

○星原委員 ということは、野尻あたりがやっているということは、西都とか宮崎は入っていないわけですね。

○村田農産園芸課長 マンゴーの非破壊選果機につきましては、ことしの3月に宮崎中央が入れております。

○星原委員 なぜそういうことを聞いたかという、大根洗浄、千切り袋詰め機ですが、下の方の事業の効果のところに、「認定農業者の育成及び農地の集積等において、早期効果の発現が図られる」と書いてあるわけですから、本当にそうであれば、まだ早く入れる方向もあったのではないかと。国と地元という形で書いてありますから、県としてはそういう形で申請して国の補助をもらうだけだったと理解していいんで

すか。

**○玉置地域農業推進課長** 今回の補正は、基本的には去年の年度末にいろいろ議論をする中で方向は決まったんですけど、地元の調整が申請できるまでに整いませんでしたが、ある程度今回整いましたので、今年度中に頑張っでやろうという形で国に申請しているものでございます。

**○星原委員** 5ページの「損害賠償額を定めたことについて」、ヤギの角で突かれてけがをしたということなんですけど、過去にはそういうことはなかったのか。あるいは管理体制はどうなっているのか。科学公園の入場料なんてそう取れないわけでありまして、そういう中で140万近い損害賠償ということですが、多分これは保険に入っていたと思いますので、県の直接の出費はなかったかもしれませんが、動物などがいる場所ではかなり注意すべきじゃないか。これで済んだのがよかったのか悪かったのかわかりませんが、そういう点については指導その他はどうなっているんですか。

**○玉置地域農業推進課長** この事件の前に何件か小さいものはありましたけれども、損害賠償まで起こすような大きいものは今回初めてでございます。管理体制としては、その場所に親がちゃんと見てくださいよという注意書きはきちんと書いてあったんですけど、動物による不慮の事故が起きてしまったという面はございます。保険も一応入ってございまして、保険会社の方で算定をした結果がこの額でございます。安全管理体制については、安全管理の責任者を設けて適時巡回指導をしております。この施設については、今、動物のふれあい牧場は廃止をしております。

**○星原委員** 10ページに「食育の必要性」とい

うことで、「『いただきます』からはじめよう！みやざきの健全な食生活」ということなんですけど、ここにおいでの方々は「いただきます」でいただいているんでしょうか。

**○吉田消費安全企画監** 営農指導課のみんなは、いつも「いただきます」と必ず声を出して言うようにしております。

**○星原委員** 今、家庭が崩壊ぎみと。親子関係、家族関係、家庭の中の会話がなくなることが非常にあると思うんです。昔は、おやじを中心に朝家族と一緒に食事したり、夜も一緒に食事したりしていたのが、今は、子供だけとか、朝早く出て行ってばらばらになっているところ、いろいろありますよね。そういう意味からも、こういう一つのテーマを設けて、健全育成の面、あるいは家庭平和の面、そういうことは大事なかなと思うんです。食育の中でそういう言葉をとらえてやっていくということでありまして、県民全体にいかに浸透して家庭の平和にもつなげていくか。親子あるいは家族で会話することで人間関係を保つ、そういう部分にまでつながっていくのかなと思ったんです。教育委員会や関係団体にもこういうことでやりますというPRはなされているものなんですか。

**○吉田消費安全企画監** 今、「みやざきの食と農を考える県民会議」を128団体で構成しております。もちろんマスコミの皆さんも入っていただいております。委員御承知かもしれませんが、「いただきます」の前にフレーズがございまして、「あなたの命を私の命にかえさせていただきます」という最後の「いただきます」というのがいいんだそうございまして、感謝の気持ちを大事にしようということでございまして、私ども今回、テレビCM等をつくりまして、児童生徒の皆さんはもちろん、全世帯に

そういう気持ちを伝えていくようにPRをしていきたいと考えております。

**○星原委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、これもちょっと教えていただきたいんですが、12ページの米政策改革推進対策ということで、『米づくりの本来あるべき姿』の実現」と目的のところであらうたつていまして、「米づくりの本来あるべき姿」が、「効率的な農業経営」、あるいは「適量の米生産を行う需給調整」、「需要動向に応じた集荷・流通」と言葉として並べてあるんですが、我々から見ると、農家の人たちが米を生産し、いかに消費をさせて農家所得が云々というふうにつながっていくんじゃないかと思うんですが、こういうことが国の政策の「米づくりの本来あるべき姿」なんですか。生産したくても生産調整がある場所もありますし、減反政策をやってきたことが農家の意欲を失ったという部分もあります。そういうものをひっくり返して、今後の米政策について地域で話をするときにどう考えていったらいいのかわからないんですが、理解できるように説明していただくとありがたいんですが。

**○村田農産園芸課長** なかなか難しい問題でありますけれども、効率的かつ安定的な農業経営といいますのは、食料・農業・農村基本法の中で「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」というくだりがございます。そういうことで効率的、安定的な農業経営が生産の大宗、6割以上を占めるというようなこと。それから、今、委員がおっしゃったように、米の減反も含めまして、今米が余っていると。つくっても売れなければどうしようも

ないので、水田農業という形で需要に合った米をつくりながら、あわせて自給率を上げるような米以外の作物もつくりましょうということだろうと思っております。

**○星原委員** 意味としてはそうだろうと思うんです。ただ、我が国のカロリーベースでの自給率というのが40%とか言われている中で、50%に持っていかうとか、それ以上に持っていかなくちゃいけないという話が一方では出ていますよね。将来は食料不足の時代が来るんじゃないかという話も出ています中で、今後、5年後、10年後に向けてどういう形でこの辺のバランスをとっていくのか。米の方から見れば今の説明なんでしょうけれども、我が国の食料全体としての流れの中で米政策の位置づけをどういうふうにとらえたらいいんですか。

**○村田農産園芸課長** 非常に難しい問題でございますけれども、高齢化が進む中で、農地を守れなくなる、耕作放棄地もふえてくるという中で、将来に向かって農地は守っておかないと、今は潤沢に食料があって海外から入るでしょうけど、国内で農業生産をもっとしなくちゃいけない時代が来る、それに備えて守っていかなくちゃいけない。その中で、集落営農とか、地域の担い手がいらっしゃるところは認定農業者を中心とした担い手を育成しますし、そういう人たちもいらっしゃらないような地域においては、集落全体で農地を守っていかうということをお考えおるところでございます。

**○前本委員** 私は保育園とか幼稚園で給食をやっていますが、今、子供が米を食わないし、米を知らないものですから、学校が米の栽培を指導しているのは御承知だと思いますが、麦も知らない。今、ラーメンとかスパゲティのヌードル系統とパンです。「朝御飯を食べてきました

か」と聞いたら、「僕は朝御飯なんて食うたことないよ」と言う子が多いんです。朝食はパン食の傾向が多い。まず、調理が簡単であるし、インスタント食品が多いものですから。米に対する認識がない。今、食料自給率の話も出ましたが、宮崎の基本的な農産物を学校給食を通して徹底して学ばせて、食べさせて普及させると。教育部門の分野が食育は大きいと思います。農政部門はつくって消費拡大をする分野だと思います。だけど、基本的には教育の中で食べてもらうということがなければうまく推進できないと思いますので、そのあたりの連携をきちんとしてほしい。これがまず第一だと思うのが一つ。

もう一つ、これはお尋ねになりますが、つくる方で、安全・安心という、いわゆる県産農産品に対します信頼度というのは高いと思うんです。それをいかに給食等消費拡大をするか。例えば、宮崎の量販店で、地産地消ではございませんけれども、これは佐土原でできました、何でできましたという表示がありますけれども、もっと拡大するためには、キュウリが曲がっていたら作業能率が下がるという給食調理人が使わないんです。だから、思い切って給食用食品にピーマンとかキュウリとか県産品を限定していただきたい。最近子供がピーマンを食べるんです。昔の子供はニガゴリとかピーマンは食わなかったんです。今の子は物すごく好きです。県産品に指定をして、特に給食用は農産品に対する割引制度、奨励制度をつくって消費拡大を図るべきだと思います。特に米なんかは食いませんよ。うちは米をつくって給食で米飯やりますけどね。学校給食を見てください。米飯もやっていますけど、パンが主になっています。給食用に県産品の奨励制度が農政部門でできな

いか、ちょっと聞かせてください。

○吉田消費安全企画監 今、わずかではございますが、学校給食に補助金を出して地元のものをなるべく使おうという運動をやっております。

委員会資料の11ページの⑬に現況値24.1%、目標値30%、これは低過ぎるんじゃないかという議論がこれを出したときもございましたが、ここの数字のとり方は食材数がベースになっていまして、カロリーベースじゃないんです。カロリーベースでいくと県産品を60%ぐらい使っています。例えばカレーライスを給食に出したときは、米と肉は県産品なんですけど、ジャガイモやニンジン、タマネギは、ひよっとすると北海道あたりの安いものを持ってきたりしています。数でいきますから、そこにキャベツか何か添えてありますと6対2というふうな数字なので、ここの数字はちょっと出し方があれなんですけど、国がこういう出し方をするものですから24%を30%と言ってありますが、カロリーベースでいくと60%を超えております。

なお、私どもと教育委員会との連携でございまして、学校給食会も最近私どもに歩調を合わせていただいているといたしますか、積極的に地域のものを使おうと言っていただいておりますし、特に学校給食の場合は2カ月前から献立をつくります。その日の朝に食材が届かなくちゃいけないとか、いろいろ制約があるようでございますが、なるべく冷蔵等をして県産物を蓄えて、なるべく県産物を使いたいということで一生懸命今取り組んでいただいていると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○前本委員 今の子供は寝不足なんですよ。親が夜型が多いんです。子供は睡眠時間が11時間ぐらい必要なんです。ところが、一番子供が眠

くなるのは朝の9時ごろだそうです。朝飯食わんで来るんです。学校で勉強するころ一番眠くなるそうです。夜型の子供が多いので朝飯食わない、眠くなる。そして朝飯食わない子は感情的に起伏が激しくて切れると言われるんです。飯を食うことによっていかに精神的に安定するかと。一番いいのが、みそ汁と米の日本食と云われているんです。それに対する食育指導、今「よろしくお願ひします」と言うけど、余り徹底されていないんです。農政の方はまだ馬力が足りないから教育委員会が動かないと思うんです。教育委員会はどちらかというと教育の方ばかり言うけど、体育・知育・徳育とかありますけど、今何が大事かと言いますと食育なんですよ。親が、食いたいものしか食わせない、時間がかかるし面倒くさいし、勤めに行くから、好きなものをぱぱっとやってすつと出るんです。保育園あたりは飯も食わせんで連れてきますよ。そのあたりの食育の悪さが、結局今の子供たちの精神教育にもつながって悪くなっているの、農政サイドでもっと教育委員会サイドのけつをたたかにやいかん。びんたがついている魚は気持ちが悪いと言って、ソーセージ形、ミンチ状の魚しか食わないんですよ。最近では韓国の骨抜き魚が給食に出ています。形は魚ですけど骨がないんです。骨が抜いてあるからばりばり食う。そういうのが宮崎の水産を圧迫している。単価も安いんです。宮崎の地どれの豆アジは小さくて使い道がないので飼料にしているようですけど、もうちょっと考えれば、ああいう水産物も給食用に加工して使えるんです。特にいりこなんかは保育所ではそのままがりがり食わせているんです。県外に送ることばかり考えずに、うんと安くで給食用として、地産地消で、保育園でただみたいな金でもいいから食ってく

ださいと、そうするとやがて頭のついた骨のある魚を食い出すんです。今骨のある魚は食いません。親が「のどに骨が刺さるよ」と言って食わせないんです。そういう基本的なことをもうちょっと農政サイドでびしっと教育委員会のけつをたたいてやれば、価格も上がるし、量もふえてくるし、農政がしっかりしてくると、こう思いますので、これは提言です。

○丸山委員長 提言ということで、よろしくお願ひします。

○水間委員 畜産協会のことをお聞きしたいんですが、10億ちょいありましたが、今までの4団体、どんな状況で、どのくらいずつ残っていたんですか。

それと、役員構成について、決まっていればお聞かせください。

○井好畜産課長 17年度の決算段階でそれぞれ基金とかがございますので、そういうのを除いた上で一般会計の収支として述べますと……。

○水間委員 この出資金が10億872万ありましたね。これはこの4団体の合計ということを開きましたから、畜産会が何ぼで基金協会が何ぼ、そこだけでいいです。

○井好畜産課長 畜産会が1億2,154万円、子牛基金協会8億4,410万円、衛生指導協会3,888万円、養豚協会420万円でございます。

○水間委員 組織体制についてはどうですか。事務局長まででいいです。

○井好畜産課長 新しい組織体制は、会長1名、副会長1名です。そういうことになっていますけれども、先ほど申しましたように10月1日設立ということで、実際には、10月2日に総会が開かれます。その中で決定されるということでございます。

○丸山委員長 その他以外でありますか。

○高橋委員 細かいことは今後機会あるごとに勉強させてもらいますが、米政策の関係で、基本的な生産調整ですが、今までは全農家にいろいろと指示がおろされてきましたね。今後もそういう体制になるのかというのが1点。

今までアメとムチできましたね。アメというのは、転作すれば奨励金とか助成金というお金が渡りました。ムチというのは、目標に達成しなければ補助金をやらないということをやってきましたけれども、そういう仕組みも今後の対策で方針は変わっていないのか。ただ、助成金はなくなりましたね。そこ辺まで確認させてください。

○村田農産園芸課長 今は、国から県に来て市町村に行くルートと、全中から県の中央会に来てJAに行く2本のルートがあって、両方でやっておったんですが、今度から、国、県、市町村のルートにつきましては、需要量の情報提供、ことしの米はどのくらいとれて、在庫はどのくらい残っているのか、来年度はどの程度米をつくらなくてはいけないというのを、今までは調整数量という形でおろしていたのが情報という形になります。実際の生産調整はJAが行いましてそれぞれの農家に通知するという形になります。

それと、アメとムチとおっしゃいましたけど、助成金につきましては、今までと同じような形と申しますか、金額的には昨年より若干増額になる形で予算が組まれているようでございまして、詳細についてはわかりませんが、大体そういうことになる予定でございまして。

○高橋委員 私が認識していたのは、今までは田んぼに助成金は来ていたと思うんですけど、今度はそれが人に行くんじゃないですか。これまでは転作をすればお金がおりてきましたよ

ね。それがなくなるんじゃないですか。

○村田農産園芸課長 今、「転作」という言い方はせずに「地域振興作物」という言い方をしているんですが、米以外の水田作物をつくる人に対して、昔は「転作奨励金」と言っていたんですが、それを「産地づくり交付金」という形で現在は交付しております。

○高橋委員 現在交付していますが、19年度以降の対策です。

○村田農産園芸課長 基本的に同じということで、地域水田農業ビジョンに基づいた産地づくり交付金につきましては、仕組みは維持するというところでございます。

○高橋委員 これまでの対策の中身と余り大幅に変わってないですよ。いわゆる水田の集約化を従来から言っていますが、今回も大規模農家、担い手に集約させようということが本来の趣旨だと思うんですけども、そうは言うたものの零細農家は残るんですよ。残ってその人たちもつくります。だから、そういう方々にこの制度の生産調整の縛りがきくのかなど、そのことが気になったものですからお尋ねしているんです。いわゆるムチというのも、昔の対策だったら、自治体や集落単位で達成しない場合には補助金をやりませんよとか、そういう指導がありましたので、お尋ねします。

○村田農産園芸課長 過去にかなり厳しい縛りがあった時代もあったんですけど、最近は全市町村、計画数量達成をしていただいております。今のところ制裁措置みたいなものは発動しておりません。

○永友委員 米政策等の問題から国の農政感覚がかなり変わりつつあるというふうに期待をしておりました。ところが、中身を聞きますと何が何かわからないような説明。私は、言葉が悪

うございますけれども、行政用語を並べ立てるだけで中身がないんじゃないのと言いたい。そういう国の施策が打ち出される前に、各県の意向がどれだけ反映しているのかが聞きたいんです。意見聴取がされているかどうか、日本の農政をこうするんだという農政対策の中で、各県の意向を組み入れているのかどうか聞きたいんです。部長、どうですか。

**○長友農政水産部長** 米政策が来年度から変わりますのは、一つは、品目横断的な経営安定対策が出てきましたので、担い手経営安定対策なんかはそちらの方に移行するわけでございます。品目横断的な経営安定対策をよくごらんいただくとおわかりいただけると思いますが、品目横断というのはならし対策とげた対策と2つありまして、げたというのは底上げするんですけれども、米の場合にはげた対策がないんです。なぜないかということ、WTOで外国から米が入ってくる場合に、まだ関税が高い、だから米は守られているじゃないかと。だから、今のところ米についてはげたの対策は打たないと。米の対策をこういうふうに変えてきた一番大きな理由は、需給バランスもあります。それから自給率の話もあります。自給率といいますのは、カロリーベースで45%に上げていきたいという話ですから、そのためには、米じゃなくて、ほかの麦、大豆を伸ばしていく必要があるということで、ここに書いてございますような地域振興作物を伸ばしていこうということだろーと思えます。

もう一つは、国がWTOをにらんで米の対策を変えてきたんじゃないか、個人的にはそういうふう考えております。先ほど来ちょっと話もありましたけれども、例えば食料自給率をカロリーベースで上げていこうとするならば、も

ちろん米をたくさん食べていただくのもいいわけですが、一方では、例えば畜産の飼料の自給率を上げていくとか、そういうことも今農林省が戦略会議をつくってやっています。そういう各方面からの対策を打って、WTO交渉をにらみながら一つの米対策としてこれが出てきているのではないかと考えております。

それと、各県の意向が反映されているかどうかという御意見につきましては、品目横断的な経営安定対策を国がやるということが決まりました、去年とことし2年続けて国の方に、特に宮崎県の場合には複合経営が多いわけですから、そこも十分考慮してくださいと。それから担い手の面積要件が4ヘクタールとか出てまいりましたけど、中山間地あたりではとてもじゃないけどそういう面積はまとまりませんよということで、地域の実情をちゃんと勘案してくださいということをお願いしました結果、各県で知事特認として面積要件を下げてもよろしいという特別な道も開けてきたと私どもは理解をしております。

**○永友委員** この前、農水省に勉強に行ってきましたが、対策監等の意見を聞きながら、こういうふうには私は申し上げているんです。基本的には統一していいんです。しかし、東北地方と中部地方と九州地方の政策が一並びで日本の食料自給率が高くなると思いますかということ私には聞いています。ですから、西南団地は西南団地向け、東北は東北なりの対策が国の農政の中にあってほしい。面積からしても並べたような格好での国の施策に対して、県が、我が県は、あるいは九州はこうだよというぐらいの農政感覚を持って国に意見なりを出していらっしやるかということが私は言いたいんです。

**○長友農政水産部長** 委員のおっしゃるとおり

だろうと思います。例えば農業政策につきましても、九州農業推進会議あるいは九州知事会の要望・要請事項の中に、おっしゃるような要件も入れております。なお、今御意見がございましたので、その辺も十分踏まえて、地域の実情をちゃんと考えてくださいという要望はこれからも引き続きやっていきたいと思っています。

**○丸山委員長** その他のその他に移ろうと思いますが、よろしいでしょうか。

その他のその他で何かありますか。

**○水間委員** その他のその他で、実はこれはさきの一般質問の中でもありましたが、いわゆる県管理の河川が増水して農地を洗い流すと、それに対して、河川課は、「護岸が壊れていないんだから災害にならない」。上の方の田畑がやられると、「こういう状況はたくさんあるので市は対応できないんだ」という表現があったと思うんです。今、農地を守れ、担い手育成という話はあるながら、40万円の災害にも当たらないところはどうかというと、市町村は、これはとても数が多いのでできないんだと、ここをそういう災害に充てたら、ほかに類似のところがたくさんあるからなかなか対応できないということで、じゃもういいと。そういうところが今話にあるような耕作放棄地になる。集落営農で大規模化して一緒にやろうとするんだけど、そういう小さな人たちを見逃しているような気がするんです。毎年毎年同じところが増水して水田に土砂が流入して、それを掘り返しちゃまた同じところが次の年もやられる。河川課の方は、護岸は壊れていないんだからうちはしょうがないと。農林サイドに行くと、たくさんあるので対応し切れないということですが、そこらあたり、本課である農水の流れとしてはどうなんですか。それは市町村に指導はできな

いんですか。それについては県の方でもどうにかするとか、何ぼかの受益者負担も当然必要だが、市も負担しなさい、県も負担するよということにもならないのか。全く泣き寝入りしかないのか、そこあたりお聞かせください。

**○後藤田農村整備課長** 今、委員の方で話されたように、確かに事業費で40万円以上の場合は補助災害になるんですけども、40万円未満の場合は補助対象外になります。今の対応の仕方としましては、当然農家の自力復旧ということにはなるんですけども、低利の農業基盤整備資金というのがございます。今1.75%ぐらいだと思うんですけども、それで対応していただく方法もあります。ただ、事業費が13~40万円未満の場合につきましては、市町村が事業主体として復旧する制度もございます。これにつきましては市町村の方に起債が充当されますので、それに対して交付税措置があります。そういうことで市町村としては取り組みやすい格好にはなっております。ただ、もらい災害といいますか、河川がはらんして農地ということになりますと、基本的には農地がやられれば農地、施設がやられれば農業用施設の事業で対応するというで考えております。

**○水間委員** 今、私もそこら辺までは話は聞いているんです。調べているんです。それで、河川課に行って、じゃ堤防の護岸をかさ上げしてくれと、次の年にはオーバーしてこないかもしれない。そこをやりなさいと言ったって、「いや、そこはまだ現実に護岸が壊れていないから無理だ」という表現なんです。それが、去年被害のあったところの様子を見たら、ことしも全く同じところでそういう状況が起きている。3年連続、来年まで待ってその様子を見たときに、農地を持っている高齢者のみならず、「も

ういいです」と。その話を聞いて現場へ行って  
見てみるけれども、市の対応はどこも「うちは  
河川は壊れてませんから」とおっしゃる。こ  
こにもうちちょっと優しい、農地を守ってあげる  
ような行政指導はできないものか。県の指導と  
して市町村に、そこらあたりはちゃんと速やか  
に面倒見なさいとか——今までの30万円が10万  
円上がって40万円になったことは事実です。高  
齢者を大事にする、農地を大事にする、今盛ん  
におっしゃったけれども、そこらあたりが行政  
が寂しくなっているような気がします、どう  
ですか、部長。

**○長友農政水産部長** 昨年の台風14号で被害が  
出ました宮崎市の西部でそういう事例がござい  
まして、土木事務所と農林振興局と市町村、こ  
れは国の事務所も関係しているんですけれど  
も、そこで協議会をつくって検討中ございま  
す。そういう連絡会議をつくって検討すべきで  
はないかと思しますので、今おっしゃいました  
地区につきましても、地元の振興局にもそうい  
う話をしまして、できたらそういう会議をつく  
っていただくように指導をしてみたいと思  
います。

**○水間委員** それからもう一点、今まで、基盤  
整備をやりますと10%の受益者負担を県単で5  
%補助してあげるという制度があったんです。  
これは15年、16年で終わったんですか。基盤  
整備をやりたいという人がいたんだけど、廃止さ  
れたことから、同じ地域で、あそこは5%の補  
助だった。うちは10%の補助。制度の廃止によ  
って、新たに基盤整備をやりたいというところ  
が暗礁に乗ったところがあるんです。自給率を  
上げるためには、集落的なことも考えながら早  
く基盤整備ができる方向でやっていただきたい。  
大概どこも基盤整備はできたものと思いま

すけれども、要望があった箇所についてはどう  
にかまた復活ができないものかどうか検討いた  
だきたいと思うんですが、どんなものですか。

**○後藤田農村整備課長** 今、委員が言われると  
おりに、確かに圃場整備というのは非常に大事  
なものであります。15年度までは5%割り増し  
があったんです。そのときにも延長を財政の方  
にお願いしましたが、そのときは経過措置とい  
うことで、2~3年前から地元に入って負担金  
の説明はしております。そういうことで2年間  
程度は経過措置として認められております。そ  
の後に、予算の関係もありまして、予定年度に  
採択されないものについては次年度に採択する  
わけですけれども、その段階まで引き延ばした  
といったことがあります。これは我々も非常に  
望んでいることですが、今の財政では非常  
に厳しいものがあるのではないかと感じてい  
ます。ちょっと消極的な話でございますけれど  
も、無利子で25年間償還の担い手の農地集積資  
金というのがございます。こういったものが適  
用できるということもございますので、我々と  
してはできるだけ農家に負担のかからないよう  
な形で、こういった資金を活用しながら進めて  
いただければと、今の状況ではそう思っていま  
す。非常に消極的で申しわけないんですけれど  
も、そういうような状況です。

**○水間委員** 実を言うと、これは小林の問題で  
すが、基盤整備をやりかけたんです。崩れたん  
です。そして今になってやっとまたもう一回そ  
の気持ちになってきた。地元の振興局から話が  
上がってくると思いますから、そういう要望が  
あった箇所には前向きに検討できるように、昔  
のいきさつもありますから、そこらあたりを勘  
案しながら、無利子の制度を紹介していただ  
いたり、県単でどうにか対応してあげるような方

法でひとつお願いしたいと思います。

**○後藤田農村整備課長** 今言われたとおりでございますので、来年は上がってきていないようですけれども、恐らく再来年以降振興局の方から上がってくると思います。その辺でまた具体的に前向きに検討してみたいと思います。また、ある方法としては、河川があるところにつきましては、その河川との一体的整備によって受益者負担を賄っていくといった方法もありますし、非農用地を創設してその分を農家負担に回していくという方法もありますので、またいろいろと検討させていただきたいと思います。

**○星原委員** その他のその他なんですが、農政サイドの公共事業の入札の関連で、品確法の関連で、土木部の方で一般競争入札を試行で5,000万から1億の事業をやろうという話があるんですが、農政サイドでは、このことについて計画があるとか検討しているとか、今の段階としてどのような状況なのか、その辺説明いただけませんか。

**○石川農村計画課長** 平成18年度の農政水産部関係の一般競争入札については、今14件を予定しております。

**○星原委員** 14件という件数がわかっているということは、予算がどのぐらいの範囲の金額を想定しているかわかりますか。

**○石川農村計画課長** 14件につきましては、農業・農村整備事業関係で言えばその中の4件でございます。4件の中の2件につきましては1億円以上でございます。あとの2件につきましては8,000万から1億の間ということで、現在のところは予定しております。水産につきましては10件ありまして、すべて1億以上ということでございます。

**○星原委員** 多分これも今のところ試行だろう

と思うんですが、こういう一般競争入札にあって、広く県全体、あるいは資格を持っていれば全部入れていくということなんでしょうが、どの辺まで検討されてそういう形になっているのか。逆に言えば、価格競争になったときは、1億以上とか8,000万以上となると、県内でこれに参加できる資格を持っているところは、JV組んだとこまで入れても60社から100社ぐらいの企業になると思うんです。そうすると多いときは何十社かが参加する。そうすると価格競争になるだろう。価格競争は価格競争でいいと思うんですが、今度は技術面とか仕事の面とかいろいろなものが出てくると思うんです。だから、一般競争入札のいい部分と指名競争入札のいい部分と……。飽和状態までいなくても仕事があって一般競争入札するときは、ある程度企業も余裕があってやるわけだからいいんでしょうが、今みたいに仕事がなくかなり厳しい中となると、価格をぎりぎりのところを出してくる。そうすると、業界自体の維持というか、何回も同じような形で競争していけば、経営悪化して倒産するんじゃないかという懸念があるんですが、検討段階では、その辺についてのバランス的なものや経営的なもの、技術的なものまで十分に検討されたと受け取っていいんですか。もちろん試行であって、どういう答えが出てくるかは様子見ないとわからんということかもしれませんけど。

**○石川農村計画課長** 今回の18年度からの入札制度の改革につきましては、公共3部の中でいろいろと議論をさせていただいております。一つの要因といたしましては、透明性、競争性の確保ということを、広く県民のみならず公共工事の入札適正化委員会においても言われているところでございます。平成17年度までは2億円

以上につきまして条件付一般競争入札ということでございまして、今回、平成18年度につきましては、1億円以上のものにつきまして条件付一般競争入札の事後審査型を導入させていただくような形にしております。

それで、これまでは指名とかでいろいろと条件等をつけて適正な工事ができるようにやってきましたけれども、今回につきましても県内で業績があるとかいう条件をつけております。そういった条件をつけながら1年間試行的に見せていただいて、先ほど先生がおっしゃったようなことも含めて障害があるかどうかを検証していきたいと思っております。

**○星原委員** 多分言われるとおりでと個人的には理解するところもありますし、逆にそのことが業界に影響がどの辺まで出るか、そういうところもあると思います。九州管内のほかの県の状況、流れといったものも見ないと、透明性とか公平性という中で、競争ばかりが中心になっていって倒産するところが出る。さっき言ったように仕事がいっぱいある中である程度競争する分にはまだいいんです。これなら十分この条件をクリアして仕事ができる。だけど、会社が厳しくなってくればなってくるほど、利益がなくてもやろうとするところが結構出てくるわけです。そういうのを繰り返していると倒産していくところが出てくるんじゃないかという懸念をするものですから、そういう状況等も十分把握していただいて、取り組みは取り組みとして、その辺見ておっていただかないと、金額が下がってきましたからね。2億円以上の企業はそういっぱいはないけど、8,000万ということになると、AAがJVで入れるところもあるでしょうし、特AとAAのJVでも入ってきたりという競争になってくると、60社ないし100社ぐら

いとその対象業者かと思えます。県内の中心になる業者の人たちがおかしくなり出しても困るという部分もありますので、今は試行ですからそうなんでしょうけど、その辺に配慮してほしいということを要望しておきます。

**○丸山委員長** 私の方から関連ですけれども、土木、建設産業の方だけでなく、それには農家の方もかなり副収入として従事されているということで、一つの企業が倒産してしまうと、そこに従業員として臨時で入っている農業者の方にも影響が出てくると思います。そういった地域経済のことも十二分に勘案していただいて、今後の入札制度については、土木、環境森林、農政水産の3部局でしっかりと議論を進めていただくとありがたいと思っております。

私の方からも一つなんですけど、今回の9月定例県議会で星原委員長のもとで防災対策推進条例ができ上がったんですが、その中で県民へのお願いみたいな形で、今後はこれまでの災害等のことを考慮して家を建ててほしいということをやっている条項があるんですが、私も議論している中に、今回ハウスの災害復旧もあったと書いてあるんですが、できますれば、水につかるところには今後ハウスはつくらないとか、別なところにつくるというぐらいの気持ちを持ってほしいと思っているんですが、こういった条例もつくったものですから、県として、つかるところにはつくってほしくないということを指導で言えるものなのかをお伺いしたいと思えます。

**○村田農産園芸課長** 災害常襲地帯につきましては、市町村の振興局を通して申請が上がってくると思うんですが、そういうところにつきましては指導ができると思います。ただ、用地がうまく確保できるかどうかについてはいろいろ

問題があろうかと思えますけれども、その辺は条例等も見ながら検討させていただきたいと思えます。

**○押川委員** 耕作放棄地がどこに行っても本当に多いんですよ。以前は、飼料等をつくれば、畜産農家の方々との契約で幾らかの転作の金が回ってきておったんですが、そういうのもなくなってきた。そういう中で、耕作放棄地は2～3年もすると竹が出てきたり木が生えたりして、水田に返そうとしても返せるような状況ではない。これは農振地だから青地です。これを行政指導で簡単に白地にできるのかできないのか。高齢者の方々にありますから、そういう条件不利地域には作物はつくらんということで放棄ですよ。集落営農でもなかなか拾っていけないだろうと思うんです。ここらあたりの対策をしていただかないと、そういう条件不利地域は耕作放棄地としてどんどん広がっていくと認識をしているんですが、その対策を急いでいただかないと、これは環境的にもよくないわけですよ。はっきり言って、人間の手が入らないわけだから原野状態になってくるわけです。でも、原野ではない。農地として現状はあるわけですから、その地域を市町村の担当の方と見ていただいて、行政の方からこういう指導ができるような形に国の方にしてもらったり、そうなる前に、農地を管理する、あるいは物をつくるとか何か今しておかないと、まだまだ大変になってくるんじゃないかという気がしてならないですよ。これは要望でいいですから、そういう対策を急いでほしい。白地に変えたいと言ったら早目に変えられるような条件緩和とか、そういうものもひとつお願いをしておきたいと思えます。

**○丸山委員長** それでは、ほかになれば、以

上をもって農政水産部を終了いたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして農政水産部を終了します。

執行部の皆さんは、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

---

午後3時14分再開

**○丸山委員長** それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思えます。

開会時刻は13時としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山委員長** それでは、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後3時15分散会

平成18年9月22日（金曜日）

---

午後1時1分開会

---

出席委員（9人）

|     |   |    |     |
|-----|---|----|-----|
| 委員  | 長 | 丸山 | 裕次郎 |
| 副委員 | 長 | 外山 | 衛   |
| 委員  |   | 永友 | 一美  |
| 委員  |   | 星原 | 透   |
| 委員  |   | 水間 | 篤典  |
| 委員  |   | 前本 | 和男  |
| 委員  |   | 押川 | 修一郎 |
| 委員  |   | 高橋 | 透   |
| 委員  |   | 河野 | 哲也  |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 議事課主査   | 湯地 | 正仁 |
| 政策調査課主事 | 小城 | 勇生 |

---

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号及び第10号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び10号につきましては、原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 御異議ありませんので、その旨を議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はございませんか。

○水間委員 その他のその他で申し上げました、一つの災害によって、災害にかからない農地について、河川か土木なのか農政の部分なのか、こういうところが、うちじゃない、うちじゃないとお互いに押しつけ合うと、そういうことではいけませんので、40万円に至らない小さな災害についても十分な横の連携をとりながら配慮いただきたいということで、要望しておきたいと思います。

○星原委員 一般競争入札について……。

○丸山委員長 今、水間委員からの意見も含めまして何点か御要望等も出ておりますので、それを含めて正副委員長の方に御一任いただければありがたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

---

午後 1 時 4 分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

11月7日の閉会中の委員会につきましては、  
正副委員長の方に一任ということでよろしいで  
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 では、そのように決定いたしま  
す。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ないようでありますので、以上  
をもって委員会を終了いたします。

午後 1 時 5 分閉会